

令和5年6月26日  
午後6時30分～

## 令和5年度第1回世田谷区認知症施策評価委員会 次第

### 1 開 会

### 2 挨拶・・・資料1

### 3 第2期世田谷区認知症とともに生きる希望計画の策定について（諮問）・・・資料2、3

### 4 議 題

(1) 5月23日開催「令和5年度第1回世田谷区認知症施策評価委員会にかかる部会（次期希望計画策定検討部会）」での検討内容について・・・資料4、5

(2) 第2期世田谷区認知症とともに生きる希望計画の策定にあたっての考え方  
中間まとめ（案）について・・・資料6

(3) 地域づくり（アクション）の取組み状況について・・・資料7

(4) その他

### 5 その他

### 6 開 会

#### 配付資料

- 資料1 世田谷区認知症施策評価委員会 委員／パートナー名簿
- 資料2 第2期世田谷区認知症とともに生きる希望計画の策定について（諮問）
- 資料3 諮問文（写）
- 資料4 第1回部会（次期希望計画策定検討部会）資料 ※参考資料は添付省略
- 資料5 部会委員からの意見要旨
- 資料6 第2期世田谷区認知症とともに生きる希望計画策定にあたっての考え方 中間まとめ（案）
- 資料7 ～令和5年度 地域づくりプロジェクト～ 地区のアクション報告 ※一部抜粋
- 参考資料 アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）受講の証（ノベルティ）
- 参考資料 認知症在宅生活サポートセンター機関誌「にんさぼだより」第13号

## 世田谷区認知症施策評価委員会名簿（令和4年10月1日～令和6年9月30日）

	区分	氏名	職（所属）等
1	本人	澤田佐紀子	認知症体験者、元美術講師
2	本人	貫田直義	認知症体験者、テレビ東京アメリカ元社長、元テレビ東京プロデューサー
3	学識経験者	大熊由紀子	国際医療福祉大学大学院教授
4	学識経験者	村中峯子	宮城大学看護学群准教授
5	学識経験者	田中富美子	弁護士、世田谷区社会福祉協議会成年後見センター事例検討委員会副委員長
6	学識経験者	永田久美子	認知症介護研究・研修東京センター副センター長（研究部部长）
7	学識経験者	西田淳志	(公財) 東京都医学総合研究所社会健康医学研究センター長
8	専門医	新里和弘	都立松沢病院認知症疾患医療センター認知症専門医
9	専門医	長谷川幹	世田谷公園前クリニック名誉院長
10	地区医師会	山形邦嘉	(社)世田谷区医師会理事（R5.6～ 交代予定）
11	地区医師会	山口潔	(社)玉川医師会理事
12	地区歯科医師会	萩原正秀	(公社)世田谷区歯科医師会担当理事
13	地区歯科医師会	米山ゆき子	(公社)玉川歯科医師会担当理事
14	地区薬剤師会	佐伯孝英	(社)世田谷薬剤師会監事
15	地区薬剤師会	橋元晶子	(社)玉川砧薬剤師会理事
16	地域団体	小池宗和	世田谷区民生委員児童委員協議会副会長（R4.12～）
17	地域団体	高橋和夫	世田谷区町会総連合会代表（R5.6～）
18	地域団体	小塚千枝子	世田谷区商店街連合会常任理事
19	地域団体	高橋聡子	在宅介護家族の会「フェロー会」代表
20	地域団体	中澤まゆみ	認知症カフェ多職種ケアネットワーク「せたカフェ」代表、福祉ジャーナリスト
21	地域団体	岡崎克美	世田谷区社会福祉協議会副会長
22	介護保険事業者等	徳永宣行	世田谷区介護サービスネットワーク代表
23	介護保険事業者等	相川しのぶ	世田谷区ケアマネジャー連絡会会長
24	介護保険事業者等	浜山亜希子	喜多見あんしんすこやかセンター管理者
25	介護保険事業者等	遠矢純一郎	世田谷区認知症在宅生活サポートセンター代表

## 世田谷区認知症施策評価委員会パートナー名簿（令和 5 年 6 月 26 日現在）

	氏名	職（所属）等
1	小林 真理子	澤田佐紀子委員パートナー
2	蓮見 早苗	澤田佐紀子委員パートナー
3	貫田 弥生 友子	貫田直義委員パートナー

令和 5 年 6 月 2 6 日  
高 齢 福 祉 部  
介護予防・地域支援課

第 2 期世田谷区認知症とともに生きる希望計画の策定について（諮問）

1 主旨

第 2 期世田谷区認知症とともに生きる希望計画（令和 6 年度～令和 8 年度）の策定にあたっての考え方について、世田谷区認知症施策評価委員会に諮問する。

2 諮問文

資料 3 「諮問文」のとおり。

3 部会の設置

世田谷区認知症とともに生きる希望条例（以下「条例」という。）施行規則第 9 条の規定に基づき、世田谷区認知症施策評価委員会の委員長が指名する委員をもって部会を組織し、検討する。

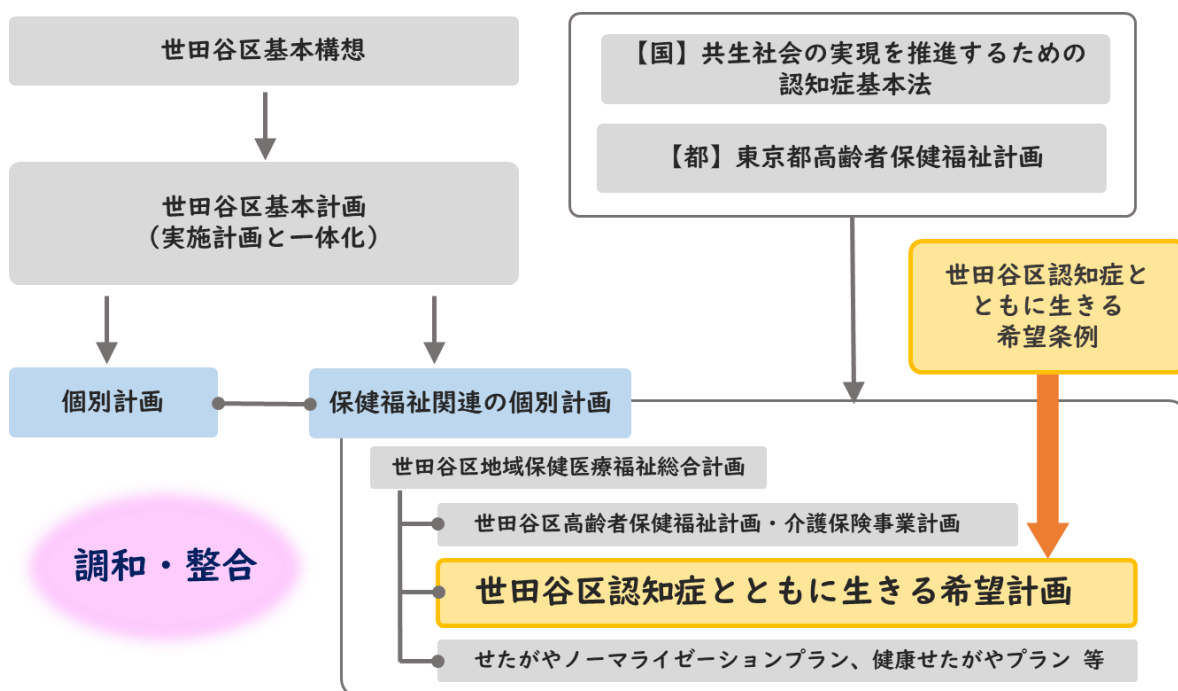
4 第 2 期世田谷区認知症とともに生きる希望計画の策定について（概要）

(1) 計画の目的

条例に掲げる「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」の実現を目指し、区としての中長期の構想のもと、認知症施策を総合的に推進するため、この計画を策定する。

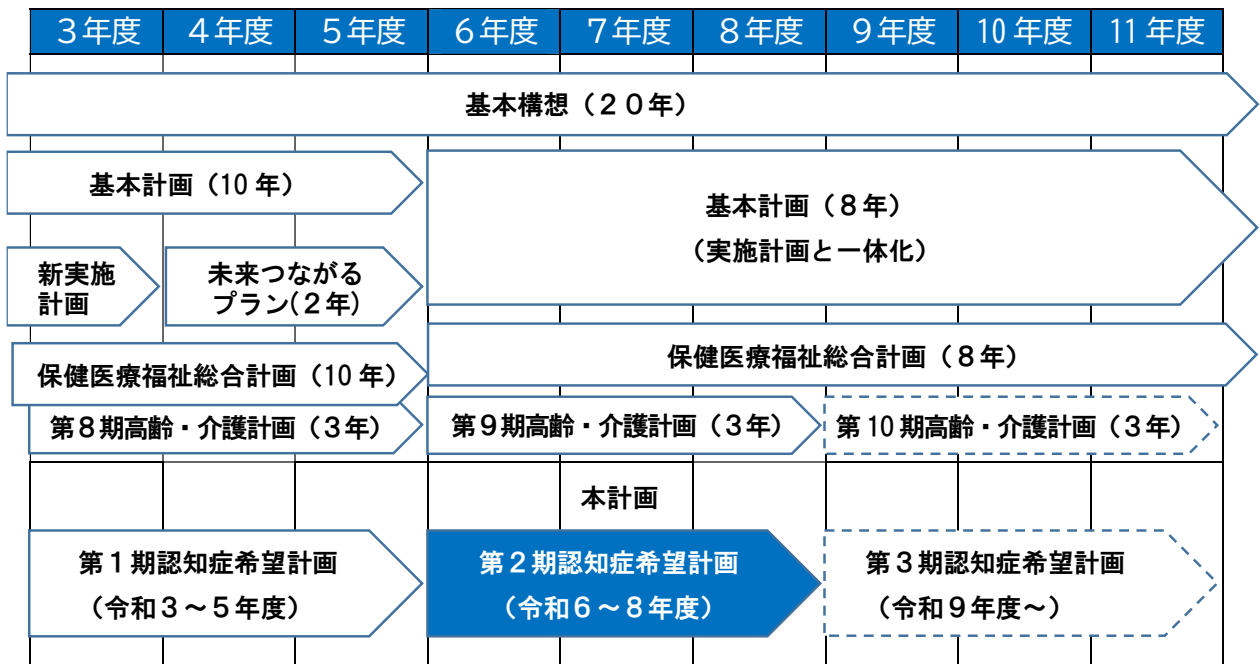
(2) 計画の位置づけ

この計画は、国の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」や東京都の高齢者保健福祉計画を踏まえ、世田谷区基本構想と世田谷区基本計画、世田谷区地域保健医療福祉総合計画のもと、世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等との調和・整合が保たれた計画とする。



(3) 計画期間

令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間の計画とする。

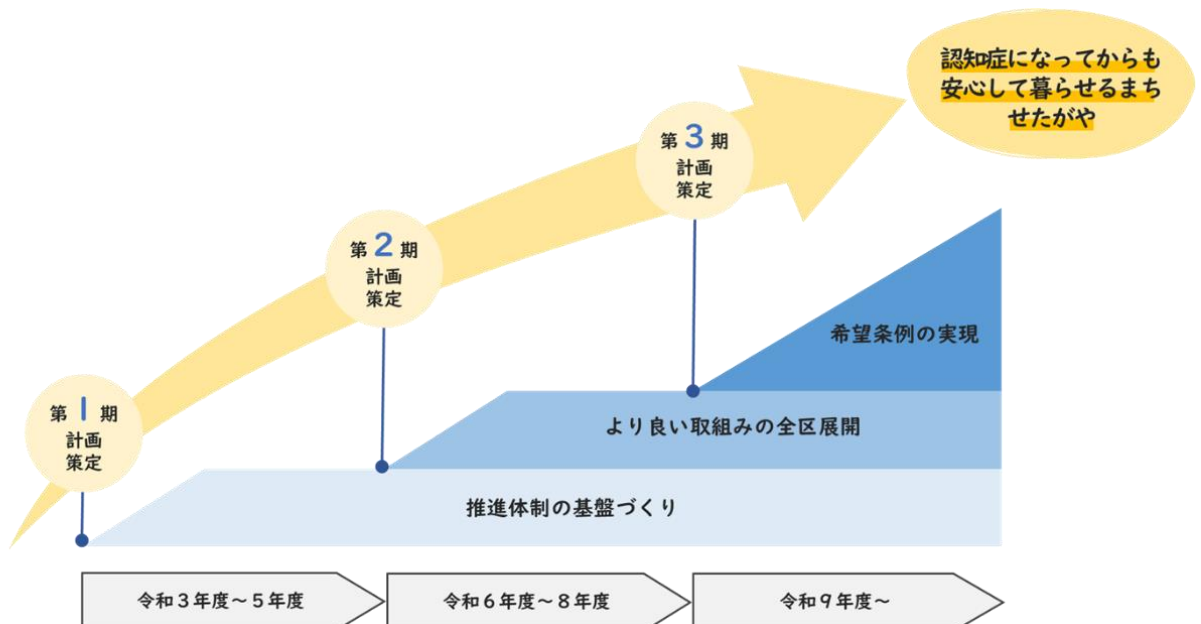


(4) 条例の基本理念(条例第3条)

- 本人一人ひとりが、自分らしく生きる希望を持ち、その意思と権利が尊重され、安心して暮らし続けることができる地域を作る。
- 区民、地域団体、関係機関及び事業者が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、参加と協働により、認知症とともにより良く生きていくことができる地域共生社会の実現を目指す。

(5) 計画の進め方

条例の基本理念を踏まえ、第1期計画の内容を引き継ぎながら、より良い取組みを全区的に広げる。また、中長期を見据え、計画を段階的・持続発展的に進める。



## (6) 第1期計画の残された課題と新たな視点

- ①本人が参画できる場や、思いを発信できる機会を、より身近な地域で増やしていく必要がある。
- ②診断後の支援には、本人同士のつながりが重要であることから、関係機関等とも連携し、出会いの場をつくる必要がある。
- ③条例の考え方への理解・共感を得るため、より効果的な広報を工夫する必要がある。
- ④情報を発信するだけでなく、地域の情報を収集し、区民と共有する仕組みを検討する必要がある。
- ⑤認知症になる前からできる健康づくりやこれからの「備え」を推進していく必要がある。
- ⑥「私の希望ファイル」の考え方を整理するとともに、本人が安心して希望を表出できる環境整備や効果的な取組みの発信・共有を、引き続き進めていく必要がある。
- ⑦各地区での地域づくり（アクション）を引き続き展開していくとともに、本人が参画し、ともに活動するアクションを広げていく必要がある。
- ⑧もの忘れ相談等、本人が抱えている不安や希望に寄り添う専門職の育成及び医療を含めた相談支援体制の強化が必要である。
- ⑨本人の安全・安心な外出を守るセーフティネットの体制づくりを、引き続き進めていく必要がある。

## 5 計画策定に向けたスケジュール（予定）

令和5年	5月23日（火）	第1回認知症施策評価委員会にかかる部会 （次期希望計画策定検討部会） ※実施済
	6月26日（月）	第1回認知症施策評価委員会（諮問、中間まとめ）
	9月	議会報告（計画素案）
	9月15日（金）	区民意見募集（区のおしらせ、区HP等による周知） ※募集期間：3週間
	9月30日（土）	条例施行3周年記念イベント （計画素案の説明、アンケート実施）
	10月中旬	第2回認知症施策評価委員会（答申）
令和6年	2月	議会報告（計画案）、区民意見募集結果公表
	3月	第3回認知症施策評価委員会、計画策定

以上



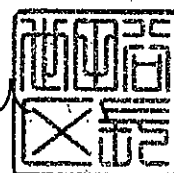
諮 問 第 1 号

令和5年6月26日

世田谷区認知症施策評価委員会

委員長 大熊 由紀子 様

世田谷区長 保坂 展人



世田谷区認知症とともに生きる希望条例（令和2年9月  
条例第45号）第18条第2項の規定に基づき、下記の事  
項について諮問します。

記

諮問事項

「第2期世田谷区認知症とともに生きる希望計画」策定  
にあたっての考え方について

## 1 諮問事項（諮問第1号）

「第2期世田谷区認知症とともに生きる希望計画」策定にあたっての考え方について

## 2 諮問理由

世田谷区は、「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指して、世田谷区認知症とともに生きる希望条例を着実に実現していくため、認知症施策を総合的に推進しています。

認知症の人（以下「本人」という。）が年々増えていく中で、本人が地域でいきいきと生活を継続できるよう、希望のある認知症観への転換及び本人発信・社会参画、地域づくりを、より一層推進していく必要があります。

そこで、第1期世田谷区認知症とともに生きる希望計画の取組みについての評価及び課題を踏まえ、令和6年度からの3年間における、区の認知症施策の目指すべき方向性を示す、第2期計画の策定にあたっての考え方についてご議論を賜りたく、諮問いたします。



令和5年5月23日  
午後3時～

令和5年度第1回世田谷区認知症施策評価委員会にかかる部会  
(次期希望計画策定検討部会) 次第

- 1 次期計画策定に向けた検討について・・・資料1
  
- 2 部会長の選任について・・・資料1
  
- 3 次期計画策定にあたっての考え方 骨子(案)について・・・資料2、3、4
  
- 4 今後のスケジュールについて  
・令和5年6月26日(月)18:30～ ハイブリッド開催(ブライトホール/オンライン)  
第1回認知症施策評価委員会(諮問、中間まとめ)
  
- 5 その他

配付資料

- 資料1・・・次期計画策定に向けた検討について/部会委員・パートナー名簿
- 資料2・・・第1期計画(令和3年度～5年度)の取組み実績・評価について
- 資料3・・・次期計画策定にあたっての考え方 骨子(案)
- 資料4・・・認知症のご本人からの意見
- 参考資料・・・(第1期)世田谷区認知症とともに生きる希望計画

次期「世田谷区認知症とともに生きる希望計画」の策定に向けた検討について

## 1 主旨

区は、「世田谷区認知症とともに生きる希望条例（以下「条例」という。）」を着実に実現していくことを目的とし、認知症施策を総合的に推進していくため、区としての中長期の構想のもと、令和3年度から5年度までの3年間の第1期として、「世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「計画」という。）」を令和3年3月に策定した。

今般、令和6年度から8年度までの3年間の次期（第2期）計画を策定するため、世田谷区認知症施策評価委員会（以下「評価委員会」という。）のもとに部会を設置し、検討する。

なお、次期計画は第1期計画の内容を引き継ぎながら、条例の理念を踏まえた計画とするが、開始期を同じくする「世田谷区基本計画」及び「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」、「第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等との整合を図りながら、策定する。

## 2 検討体制

次期計画策定の検討にあたっては、条例第18条第2項の規定に基づき、評価委員会へ諮問するとともに、条例施行規則第9条第2項の規定に基づき、評価委員会の委員長が指名する委員をもって、検討部会を組織する。（部会委員は次頁参照）

その他、区民意見募集や条例3周年イベント等で広く区民から意見を求めるとともに、庁内関係各課とも協議・調整を図りながら、検討を進めていく。

## 3 今後のスケジュール（予定）

令和5年	6月26日（月）	第1回認知症施策評価委員会（諮問、中間まとめ）
	9月	議会報告（計画素案）
	9月15日（金）	区報（9/15号）にて区民意見募集 （募集期間：3週間）
	9月30日（土）	希望条例3周年イベント （計画素案の説明、アンケート実施）
	10月中旬	第2回認知症施策評価委員会（答申）
令和6年	2月	議会報告（計画案）、区民意見募集結果公表
	3月	第3回認知症施策評価委員会、計画策定

世田谷区認知症施策評価委員会にかかる部会  
(次期希望計画策定検討部会) 委員・パートナー名簿

### 1 委員名簿

	区分	氏名	職(所属)等
1	本人	貫田直義	認知症体験者、テレビ東京アメリカ元社長、元テレビ東京プロデューサー
2	学識経験者	大熊由紀子	国際医療福祉大学大学院教授
3	学識経験者	永田久美子	認知症介護研究・研修東京センター研究部部长
4	学識経験者	西田淳志	(公財)東京都医学総合研究所社会健康医学研究センター長
5	専門医	長谷川幹	世田谷公園前クリニック名誉院長
6	地域団体	中澤まゆみ	認知症カフェ多職種ケアネットワーク「せたカフェ」代表、福祉ジャーナリスト
7	地域団体	岡崎克美	世田谷区社会福祉協議会副会長
8	介護保険事業者等	浜山亜希子	喜多見あんしんすこやかセンター管理者

### 2 パートナー名簿

	氏名	職(所属)等
1	貫田弥生	貫田直義委員パートナー

### 3 事務局名簿 (区職員は管理職のみ掲載)

	氏名	職(所属)等
1	山戸茂子	高齢福祉部長
2	望月美貴	高齢福祉部介護予防・地域支援課長
3	遠矢純一郎	世田谷区認知症在宅生活サポートセンター代表
4	永野富美子	世田谷区認知症在宅生活サポートセンター管理者

## 第1期希望計画(令和3年度～5年度)の取組み実績及び評価について

## 1. 情報発信・共有プロジェクト

目標	①認知症観の転換を図る		
	内容	現状値 (令和5年5月現在)	目標値 (令和5年度)
3年間の取組み	認知症になってからも自分らしく希望を持って暮らすことができると思う人の割合	令和4年5月 区民意識調査より 2割	6割
評価方法	区民意識調査のほか、「第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に向けた令和4年度「世田谷区高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査」やイベント、講演会参加者に対するアンケートにて現状値を測る。		

## 第1期計画の主な取組み実績

① 従来の「認知症サポーター養成講座」の内容を刷新したアクション講座(世田谷版認知症サポーター養成講座)を開催していくため、新テキスト「みんなでアクションガイド」と認知症の本人が出演するメッセージ動画及び希望条例・計画の説明動画をセットにした基本資材を作成。
② 令和3年11月、希望条例施行1周年記念イベントを開催。厚生労働省から認定された認知症本人大使(希望大使)である丹野智文氏による基調講演のほか、パネルディスカッションとして、区内在住の認知症体験者(認知症の本人)の方々から、自身の体験や認知症についての考え等をお話いただき、意見交換等も行った。参加者212人。併せて、イベントの様子を動画配信(区HPより視聴可)。
③ 「認知症あんしんガイドブック」(認知症ケアパス)を、希望条例の理念を盛り込んだ内容に改訂するため、作業部会を3回実施。メンバーには認知症のご本人やパートナーも交えて検討を重ねた。令和5年度内に完成させ、医療機関や薬局等にも広く配布できるよう普及を図る。(令和5年度)
④ 令和5年2月、希望条例2周年記念イベントを開催。認知症のご本人でもある漫画家の蛭子能収氏を招いたトークセッションと各地区のアクションを紹介。企画には貫田委員が参画し、イベント当日にメッセージを寄せていただいた。参加者は171人。併せて、イベントの様子を動画配信(区及び認知症在宅生活サポートセンターHPより視聴可)。
⑤ 澤田委員のイラストを掲載した希望条例普及用チラシ・ポスターを作成し、区内掲示板や東急世田谷線駅構内等、様々な場面で希望条例の普及を図った。
⑥ 区のおしらせ「せたがや」令和4年10月15日号に澤田委員や貫田委員等、認知症のご本人の声を掲載し、希望条例の普及を図った。(区のおしらせは約202,600部配布)
⑦ アクション講座普及啓発用資材として、ノベルティ(クリアファイル)を作成。
⑧ エフエム世田谷ラジオ放送番組「認知症あんしんすこやかライブ」で希望条例について配信。
⑨ 希望条例の普及啓発用資材として、車両貼付用マグネットシートを作成し、区内介護事業所等の区内を走る車両に貼付いただくよう配付。
⑩ 多世代が集う機会や場(図書館の「テーマ本コーナー」や三軒茶屋駅等)を活用し、チラシやポスター、パンフレット類を用いて展示したり、紙媒体に止まらず区公式 SNS や「ねつせた!」SNS(若者によるまちの魅力発信メディア)も活用しながら、多世代に向けて希望条例の普及を実施。
⑪ 子ども向けアクション講座用資材として、教育領域と連携してA3判リーフレットを作成し、小学生向けアクション講座等で活用する。(令和5年度)

## 第1期計画の評価・意見

<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例イベントやアクション講座等のアンケート結果より、認知症の本人が体験や考えを発信することで、区民の認知症観の転換を図ることが期待できるため、引き続き実施していく必要がある。</li> <li>・まちのコンビニやスーパー、商業施設でもっと認知症についての講義や研修をやってほしい。</li> <li>・認知症のご本人や家族と接する機会の多い医療・介護・福祉関係者に対して、区の取組みを周知し、上手くつないでいくことが重要である。</li> <li>・医療福祉関係だけでなく、世田谷区全体で認知症の取組みをしていこうという動きこそが、一番重視すべきであり、例えば学校関係者や他の色んな方に情報を共有することが重要である。</li> </ul>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2. 本人発信・参画プロジェクト

目標	②本人の発信・参加を推進する		
3年間の取組み	内容	現状値 (令和5年5月現在)	目標値 (令和5年度)
	認知症に関わる会議、検討会及び講演会、イベント、シンポジウム、交流会等に本人が参画している割合	本人交流会・講演会・研修会、認知症にかかわる検討会等への参画  ほぼ10割	9割
評価方法	目標値に対する評価は、当該年度に認知症の本人が参画できる機会の計画に対しての参画率としている。		

## 第1期計画の主な取組み実績

① アクション講座の基本資料として、本人が出演するメッセージ動画を作成。
② 認知症に関わる会議である「認知症施策評価委員会」「認知症施策評価委員会にかかる部会」「セーフティネットについて検討する部会」の全ての会議に、委員として本人が参画。
③ 診断後支援の仕組みづくりに向けて、地区医師会の医師や松沢病院とともに診断後支援の重要性やその具体的取り組み方について意見交換を実施。
④ 「希望をかなえるヘルプカード」について、一部のあんしんすこやかセンターへの送付に加え、本人交流会にて、活用方法について永田副委員長からの説明の機会を設けた。参加した認知症の本人2名からは、「こういったツールがあるととても良い。」との意見があり、カードを自作したり、友人に広めていきたいという肯定的な反応が得られた。(パートナー2名からも同様の反応あり。)
⑤ 各種講演会や講座・研修等において、認知症の本人に登壇いただき、多世代に向けて本人の思いや今の生活等についてお話いただいた。
⑥ 砧地域のケアマネジャーが希望条例の理念を各自のケアマネジメントにどう活かすかをテーマに自主的に研修を実施。
⑦ 若年性認知症の方への支援の仕組みづくりに向けて、若年性認知症総合支援センターや若年性認知症支援地域連絡会での意見交換に加え、自立支援・介護保険データを基に現状把握を実施。
⑧ 本人の活動拠点をつくるために必要な本人同士をつなぐ仕組みづくりを検討する。(令和5年度)
⑨ 診断後支援について、区内クリニックで試行開始できるよう、引き続き意見交換を行う。(令和5年度)
⑩ ヘルプカードについて試行方法を検討する。(令和5年度)
⑪ 砧地域のケアマネジャー研修をもとに他地域にも広げていくことを検討する。(令和5年度)
⑫ 若年性認知症の方への支援の仕組みづくりに向けて障害分野との連携を図る。(令和5年度)

## 第1期計画の評価・意見

<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の会議体等だけではなく、地域の中でのアクションや話し合いに、認知症の本人が参画できるよう拡充していく必要がある。</li> <li>・赤十字のヘルプカードを、例えばオレンジ色のものをつくって、オレンジのものをしている人は認知症である、という分かり方もいいのではないか。</li> <li>・砧地域のケアマネジャーを対象とした研修は、受講者からも高評価をいただいた。ケアマネジャー等によるケアプランの立案に際しては、当事者の尊厳を守るケアプランや、インフォーマルなことを考えたケアプラン、また、できないことよりもできることを見つけたケアプランを作ることを意識して取り組んでいく必要性を感じる。</li> <li>・診断直後の本人に対する地域のアクションや資源へのつながりが、現状、あんしんすこやかセンターを経由しないと難しい状況。よりスムーズにつなげる仕組みづくりが必要である。</li> <li>・認知症当事者の方はまだまだたくさんいるので、一人でも多くの方に外へ出て来てもらえるよう、もっと周知・啓発していく必要がある。</li> </ul>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 3. 「私の希望ファイル」プロジェクト

目標	③「私の希望ファイル」の取組みを通して、認知症への備えを推進する		
3年間の取組み	内容	現状値 (令和5年5月現在)	目標値 (令和5年度)
	「私の希望ファイル」について話し合うアクションチームの実施、「私の希望ファイル」の更新、充実	希望のリーフ等様々なツールを活用した「私の希望」を考える機会づくり  調査中	区内28地区で始動
評価方法	アクションチーム等(本人交流会、ケアマネジャー、家族会、認知症カフェ等の地域での活動を含む)において、「私の希望ファイル」や「希望のリーフ」等を活用し、本人の希望についての話し合いを始めた時点で「始動」とする。		

## 第1期計画の主な取組み実績

① 「私の希望ファイル」の在り方について、西田委員をはじめ東京都医学総合研究所スタッフや区内認知症対応型通所介護事業所の方、川崎市若年性認知症支援コーディネーターとともに、事務局の認知症在宅生活サポートセンターや区も一緒に検討を重ねてきた。(4回実施)主な検討内容は、「私の希望ファイル」という書式を作ることを目的とするのではなく、当事者同士が出会いつながら仕組みをつくるために必要なことについて検討する。
② 認知症になってからも「続けたいこと」「大切にしたい暮らし方」等について話し合うためのツールとして、「希望のリーフ」をアクション講座の中でワークを交えて作成。この「希望のリーフ」を認知症のご本人方が紙や絵で作成した木の幹に葉っぱとして飾り付け、各地区で様々な特色のある「希望の木」が続々と出来上がっている。
③ 【再掲】本人の活動拠点をつくるために必要な本人同士をつなぐ仕組みづくりを検討する。(令和5年度)
④ あんしんすこやかセンターが相談を受けた際に本人の希望を丁寧に聴き、ケアマネジャーへ引き継いでいける仕組みづくりと、ケアプラン作成時にも本人の希望をケアプランにしっかりと落とし込める仕組みづくりの検討を進める。(令和5年度)
⑤ 高齢者クラブ等の地域のグループと協力して「自分が認知症になった場合の希望」について話し合い、「私の希望ファイル」を作っていく取組みを進める。(令和5年度)
⑥ 「本人発信・参画プロジェクト」と連携しながら、あんしんすこやかセンターやケアマネジャー等にも検討メンバーとして協力いただきながら検討を進める。(令和5年度)
⑦ アクション講座にて「希望のリーフ」を活用して希望について話し合う機会を設けながら、集積した希望の生かし方についても検討する。(令和5年度)

## 第1期計画の評価・意見

- ・希望条例とは言いつつも、現状では、本人はまだ認知症を認めたくないという思いもある。時間の経過に伴い、自分の思いを言うと周りも協力して希望を叶えてくれるのかなという雰囲気になるまでの過程として、意思決定支援の事例を積み重ねて、集約していくとよい。
- ・初期集中支援チーム事業の利用者、できる限り全員と一緒に希望ファイルを作り、それを実現する。そして、どれぐらい希望を聞き取れたのか、また、その希望をどのように実現できているのかを評価委員会で評価していくことができると望ましいのではないかな。
- ・本人の希望をできるだけ聞き出したり、探ったりして、その実現に向けて一緒に取り組むケアマネジャーが地域に増えると、素晴らしいと思う。
- ・認知症になってからではなく、元気なうちからアクション講座等に参加し、認知症を理解しながら、自分の希望を希望のリーフ等のツールを活用して書き始めることが、希望の表出につながっていくのではないかな。
- ・本人の希望を、支援者がリレーで引き継いで実現していくにはストックが必要であり、民間ではなく、行政が責任を持ってストックしていく安全な仕組みづくりが必要ではないかな。

## 4. 地域づくりプロジェクト

目標	④安心して暮らし続けられる地域づくりを推進する		
3年間の取組み	内容	現状値 (令和5年5月現在)	目標値 (令和5年度)
	地域づくりについて話し合うアクションチームの実施	区内28地区 で着手	区内28地区 で始動
	世田谷版認知症サポーターの累計数(従来のサポーターを含む)	39,950人 ※令和5年4月末現在	53,040人
評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 四者(まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・社会福祉協議会・児童館)が区内での企画や取組みの概要(案)等について話し合いを始めた時点で「着手」とする。</li> <li>● アクション講座(世田谷版認知症サポーター養成講座)の受講者のほか、従来の認知症サポーターを含めた累計数とする。</li> </ul>		

## 第1期計画の主な取組み実績

① 各地区でのアクション講座を合計123回開催、3,793人参加(令和5年4月末現在)。対象者は小中学校や高校、大学等の若者世代や金融機関等の民間企業にも広がっており、地区によっては認知症のご本人にもお話いただく機会を設けながら開催する等、各地区で工夫を凝らして開催。
② 認知症に関心のある地域団体等がアクションを起こすきっかけづくりとして、懇話会やアクション講座を開催し、各地区の状況に応じた特色あるアクションが次々に生まれている。中には四者連携に止まらないものや、既存の取組みが拡充したアクションもあり、地区ごとの状況に応じて柔軟に展開している。
③ アクションチーム同士の情報交換としてアクションチーム交流会を実施。
④ 四者連携に止まらず既存の取組みを拡充したアクションを含め、各地区のアクションが引き続き展開していけるよう進めていく。(令和5年度)
⑤ 各地区で生まれたアクションが単発に終わることなく継続し、その地区の地域資源として根付いていくために必要な方策を検討する。(令和5年度)
⑥ アクションチームの取組みは地域包括ケアの地区展開に共通する取組みであり、四者連携しながら進めていくことを繰り返し伝えていく。(令和5年度)

## 第1期計画の評価・意見

<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクションが地域で広がってきており、福祉分野や庁内連携も確実に進んでいることが分かった。また、小学校や若者向けの啓発や大学との連携もあり、今後は商店街という話も出ていて心強い。</li> <li>・条例・計画に基づく地域の様々な取組みが進んできている。</li> <li>・RUN伴をきっかけに、商店街や地域の様々な人がつながり、そこからまた新たなアクション(ポッチャ大会)が生まれて、みんなが楽しむことができてよかった。</li> <li>・既に地域で活動している人たちが、自発的にアクションチームに参画して、ともにアクションを生み出す流れや仕組みをつくる必要がある。</li> <li>・本人の意向や希望に沿った活動や行動を通して、本人の得意なことや、やりたいことを一緒に考えていくことを、アクションとしてやっていけるとよい。</li> <li>・アクション講座等を受講した小・中学生、高校生、大学生の受講後のレポート(感想)等を共有することで、この先の子どもの育ちや成長につながっていくのではないかと。</li> <li>・インフォーマルなパワー(地域の力)は非常に重要ではあるが、流動的なので、恒常化・安定化させていく仕組みづくりも必要である。</li> <li>・高齢になったら誰でも認知症になる可能性はあるため、「認知症」であるかないかというこだわりを持たずに、敢えて区別をつける必要はない。そのための備えとして、みんながこれからの暮らしや希望について考えておくことが大切である。</li> <li>・SNSを活用するなど、気軽に相談できる、敷居の低い相談体制の検討が必要である。</li> </ul>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 5. 庁内推進体制づくり（参考）

第1期計画の主な取組み実績
① 各地区のアクションチーム立ち上げに向けて各関係者の理解を深めるために、アクションチームの取組みについて、地域包括ケアの地区展開を担うまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、児童館、社会福祉協議会等の各関係者会議において説明を重ねた。
② 「認知症地域支援推進員研修」の受講対象を各あんしんすこやかセンターにも広げ、あんしんすこやかセンター職員16名が修了。（令和5年度は新たに10名が受講予定）認知症地域支援推進員の役割の明確化とともに、引き続きあんしんすこやかセンター職員が受講できるよう調整していく。（令和5年度）
③ 都市整備領域との連携を見据え、「世田谷区移動等円滑化促進方針」に認知症バリアフリーをテーマに認知症の人が暮らしやすいデザインの手法について、福岡市の事例を基にコラムを掲載。
④ 教育領域との意見交換を行い、連携を図った。今後、小学校校長会にて社会福祉協議会の福祉学習のメニューの一つにアクション講座を位置づけ、普及を図っていく。（令和5年度）
⑤ 経営改革・官民連携担当課が発行する「マッチングレポート 第7号」に砧地区アクションチームの取組みについて掲載。

## 6. その他（参考）

第1期計画の主な取組み実績
① 「MCI(軽度認知障害)」についての普及啓発事業 令和2年度より、「提案型協働事業」として「MCI(軽度認知障害)」についての普及啓発事業をNPO法人語らいの家との協働で実施。 令和4年度は朝田隆医師(筑波大学名誉教授)講演会に加え、浅見大紀公認心理士による勉強会を開催し、「予防」よりも「備え」という観点から、認知症になってもならなくても安心して暮らせる秘訣について、MCIの基礎知識とともに区民向けに普及啓発を実施し、その内容を動画配信。また、もの忘れが不安な方を対象とした相談会も実施。
② 駒澤大学との連携による希望条例普及事業 駒澤大学経営学部小野瀬拓ゼミナールと連携し、学生がアクション講座を受講したうえで、希望条例普及のためのポスターを作成。ポスターの選定には、貫田委員や澤田委員など認知症のご本人3名とパートナーにもご協力いただき、駒澤大学駅構内や下北沢駅前、青少年交流センター等、若者など多世代が行き交う場所等に掲示。
③ 認知症の人の行方不明時の連携強化 認知症の人の行方不明時の連携強化に向けて、「セーフティーネットについて検討する部会」を開催。庁内関係各課はもとより、世田谷区社会福祉協議会や区内4警察署とも意見交換を重ね、行方不明時に早期解決できる体制の強化に向けて検討を実施。 なお、解決した場合にも、行方不明を繰り返さないためのフォローを検討するため、あんしんすこやかセンターや総合支所保健福祉センター保健福祉課にも情報共有している。
④ 「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」の普及強化 区公式 LINE にてチェックできる仕組みを構築し、リリース。また、令和5年度より75歳到達時に送付する後期高齢者医療被保険者証にチェックリストを同封し、発送。
⑤ 世田谷区認知症ネットワーク研究会 区がオブザーバーとして出席し、希望条例の周知とともに認知症サポート医の役割についての課題等についての話し合いを実施。

以上



5月23日部会

資料3

## 第2期

# 世田谷区認知症とともに生きる希望計画

策定にあたっての考え方

骨子（案）

令和5年5月23日  
世田谷区高齢福祉部  
介護予防・地域支援課

## 計画の策定にあたって

国の推計によると、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には、認知症の人が700万人前後、65歳以上の高齢者に対する割合は、約5人に1人になるとの見込みを示している。

このような状況の中、国は「認知症施策推進大綱（令和元年6月）」をとりまとめ、「認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防※」を車の両輪として施策を推進していく」ことを基本的な考え方とした。

一方、区内の65歳以上の認知症高齢者数は、令和5年4月現在で約3万2千人（国の推計値による）を超え、認知症の人の増加への対応が喫緊の課題となっている。そこで、区では、「認知症の本人を含む全ての区民が自分らしく生きる希望を持ち、本人の意思と権利が尊重され、安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現」を目指して、令和2年10月、「世田谷区認知症とともに生きる希望条例（以下「条例」という。）」を施行し、令和3年3月、「世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「計画」という。）」を策定した。

この度、本計画の第1期（令和3年度～5年度の3年間）の取組み状況を踏まえ、令和6年度以降の次期（第2期）計画を策定する。

次期計画の策定にあたっては、条例第16条第2項に基づき、世田谷区認知症施策評価委員会の意見並びに認知症の本人及びその家族の意見を聴くとともに、区民からも広く意見を募りながら検討を行う。

※「予防」…「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を穏やかにする」という意味

# 計画の章建て

## 第1章 第2期計画の策定にあたって

- 1 はじめに（区長コメント）
- 2 計画の目的、目指す将来像
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画期間と他計画との関係

## 第2章 計画の基本方針と進め方

- 1 基本理念及び施策展開の考え方
- 2 重点テーマ・推進プロジェクト  
（第1期より継続）

## 第3章 認知症施策の主な取組み

- 1 認知症施策の体系
- 2 第2期計画における主な取組み
- 3 第2期計画の目標  
（3年間のマイルストーン）

部会でご議論いただきたい項目

※「本編」と「別冊（資料編）」を統合  
※別途「概要版」を作成

## 第4章 計画の推進体制

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

## 第5章 第1期計画の取組み状況と課題

- 1 第1期計画の目標（3年間のマイルストーン）の達成度
- 2 世田谷区認知症在宅生活サポートセンター事業の実施状況
- 3 あんしんすこやかセンター、その他認知症関連事業の実施状況
- 4 各地区における地域づくりの推進状況

## 第6章 資料編

- 1 条例・施行規則
- 2 計画策定の背景（国・都の動向、条例の検討経過）
- 3 参考資料（各種調査結果、統計資料等）

# 計画策定の視点

## 第1期計画の残された課題と新たな視点

- ・ 条例の認知度や基本理念への共感がまだ十分でないため、より効果的な広報を工夫する必要がある。
- ・ 情報を発信するだけでなく、地域の情報を収集し、区民と共有する仕組みを検討する必要がある。

- ・ 本人が参画できる場や、思いを発信できる機会を、より身近な地域で増やしていく必要がある。
- ・ 診断後の支援には、本人同士のつながりが重要であり、関係機関等とも連携し、出会いの場をつくる必要がある。

- ・ コロナ禍も影響し、認知症になる前からできる健康づくりの啓発やこれからの「備え」の推進が十分でない。
- ・ 「私の希望ファイル」の考え方の整理及び希望を表出するための啓発を、引き続き進めていく必要がある。

- ・ アクション講座をきっかけとし、各地区での地域づくり（アクション）が始まってきているが、本人が参画したアクションはまだ少ないため、本人と一緒に活動できる場を広げていく必要がある。

- ・ もの忘れ相談等、本人が抱えている不安や希望に寄り添う専門職の育成及び医療を含めた支援体制の強化が必要である。
- ・ 本人の安全・安心な外出を守るセーフティーネットの体制づくりを、引き続き推進していく必要がある。

## 第2期計画における取組みの方向性

多様な機会や媒体を活用し、誰もが認知症を「自分ごと」と捉え、希望のある新しい認知症観へと転換できるよう、条例の考え方の理解促進を図るとともに、地域情報を収集・共有できる機会をつくる。

本人が自ら思いを発信、または社会で活躍できる場を拡充するとともに、本人同士が出会える機会の創出及びピアサポートの場づくりを推進する。

認知症になってからも安心して、自分らしく暮らし続けていくための「備え」について啓発するとともに、「私の希望ファイル」の取組みを通じて、本人の希望を表出できる仕組みを作る。

区民・地域団体・関係機関・事業者等が本人とともに協働する「アクション」を全区で展開しながら、認知症であってもなくても、希望を持って暮らせる地域を作る。

もの忘れ相談や診断直後のケア、意思決定支援・権利擁護等、本人及び家族等介護者への関わりや支援体制を強化し、併せてセーフティーネットの充実を図る。

## 重点テーマ・推進プロジェクト

- 第2期計画においても、第1期計画に掲げる5つの「取組み方針」に基づく4つの「重点テーマ」及び「推進プロジェクト」を継続する。
- 「主な取組み」については、第1期計画の実施状況を踏まえ、一層の充実を図る。

NO.	取組み方針	重点テーマ	推進プロジェクト
1	条例の考え方・理解を深める取組み	認知症観の転換	情報発信・共有プロジェクト
2	本人発信・社会参加の推進	本人の発信・参加、ともにつくる	本人発信・参画プロジェクト
3	「備え」の推進： 「私の希望ファイル」	みんなが「備える」 「私の希望ファイル」	「私の希望ファイル」プロジェクト
4	地域づくりの推進	希望と人権を大切に、 暮らしやすい地域をともにつくる	地域づくりプロジェクト
5	暮らしと支えあいの継続の推進		

# 施策の体系

## 取組みの方針

方針  
1

条例の考え方・理解を深める取組み

- ① 多様な媒体や機会を活かした区民への情報発信
- ② 区民等が交流する場における地域情報の共有
- ③ 教育分野との連携
- ④ 認知症ケアパスの普及

方針  
2

本人発信・社会参加の推進

- ① 本人が自ら発信・社会参加する機会の拡充
- ② 本人同士の出会いとピアサポートの体制づくり
- ③ 本人が意欲的に働き、活躍できる場づくり
- ④ 認知症バリアフリーの推進

方針  
3

「備え」の推進：「私の希望ファイル」

- ① 「私の希望ファイル」の取組みの推進
- ② 健康の保持増進とこれからの「備え」の啓発
- ③ 本人の希望に寄り添う専門職の質の向上

方針  
4

地域づくりの推進

- ① 地域のネットワークを活かした地域づくりの推進
- ② 安全・安心な外出を守る取組みと啓発
- ③ パートナーの育成とチームづくり

方針  
5

暮らしと支えあいの継続の推進

- ① 意思決定支援・権利擁護の推進
- ② 身近な相談支援体制の強化
- ③ 診断後支援の充実
- ④ セーフティーネットの充実

## 主な取組み

## 計画の目的

条例に掲げる「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」の実現を目指し、条例を着実に実現していくために、区としての中長期の構想のもと、認知症施策を総合的に推進していく。

## 条例の基本理念（条例第3条）

- 本人一人ひとりが、自分らしく生きる希望を持ち、その意思と権利が尊重され、安心して暮らし続けることができる地域を作る。
- 区民、地域団体、関係機関及び事業者が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、参加と協働により、認知症とともにより良く生きていくことができる地域共生社会の実現を目指す。

## 第2期計画において目指す将来像（ビジョン）

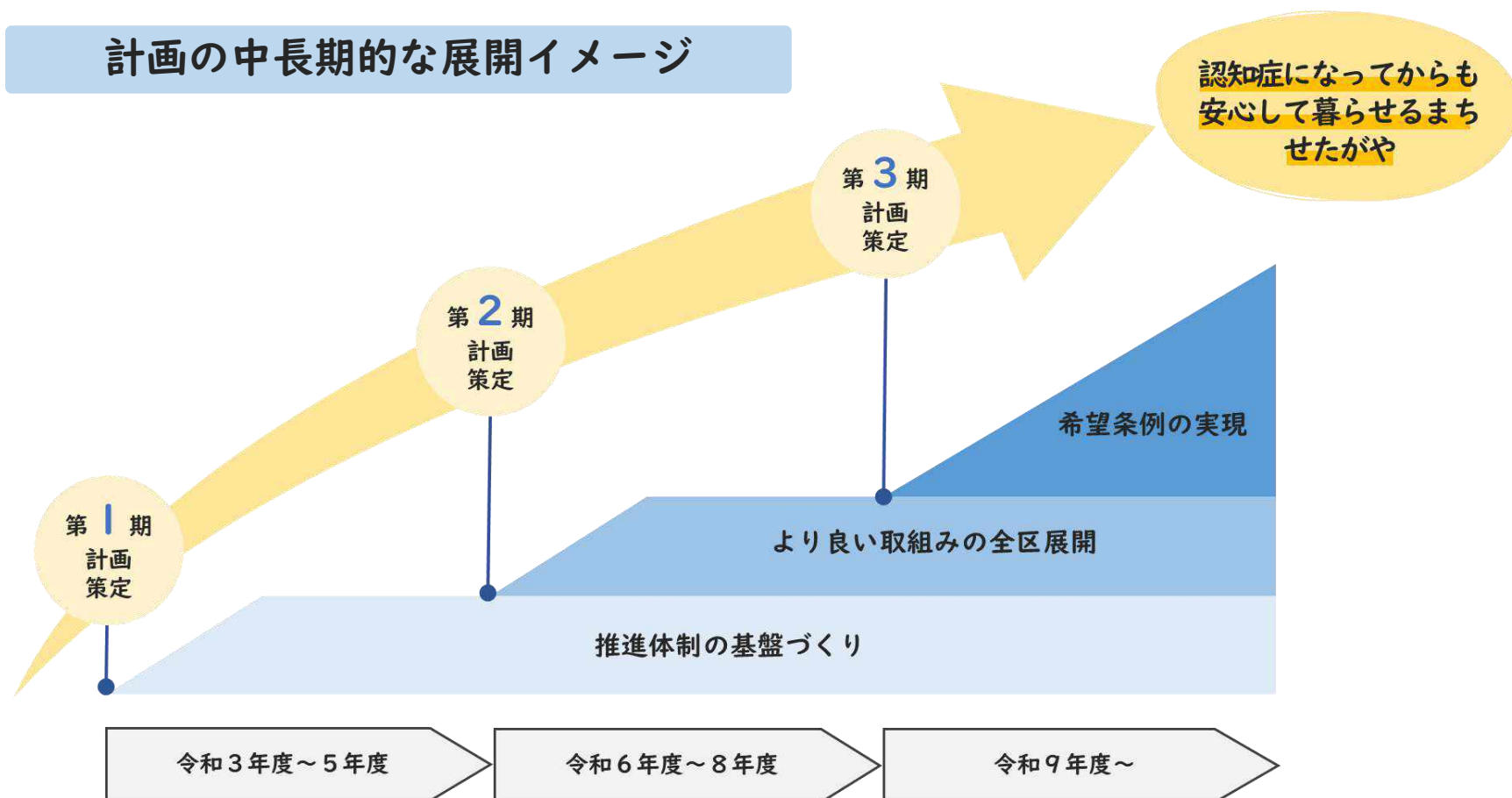
「条例の基本理念が広く浸透し、地区のアクションが全区で展開するとともに、認知症の本人が自らの思いを発信・社会参画しながら、  
地域でともにいきいきと暮らせるまち」



## 計画の期間・位置づけ

- 令和6年度から令和8年度まで（3年間）の計画とする。
- 条例の基本理念を踏まえ、第1期計画の内容を引き継ぎながら、より良い取組みを全区的に広げる。中長期を見据えた、計画を段階的・持続発展的に進める。

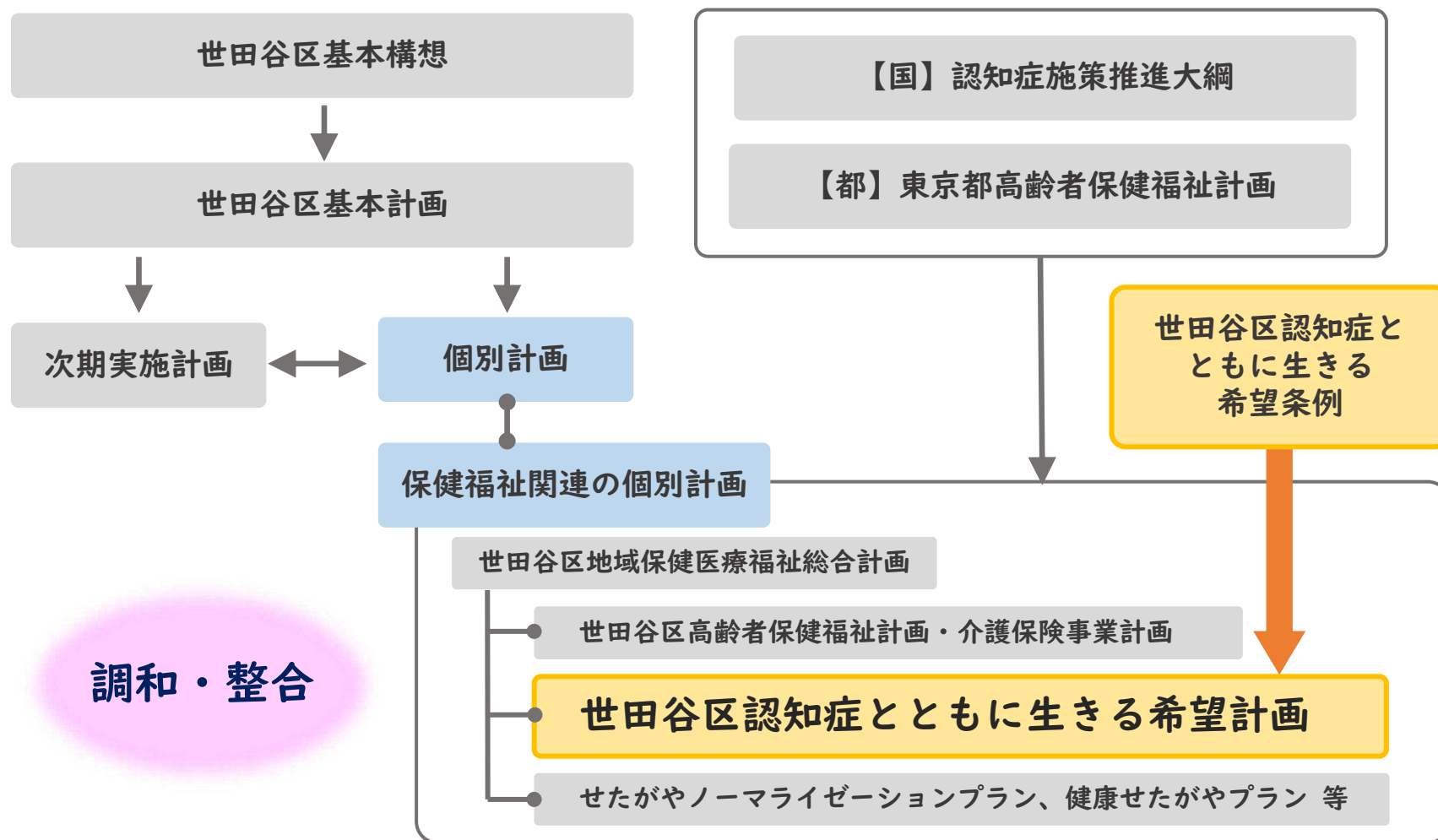
### 計画の中長期的な展開イメージ





## 他の計画との関係

この計画は、国の認知症施策推進大綱や東京都の高齢者保健福祉計画を踏まえ、世田谷区基本構想と基本計画のもと、世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、せたがやノーマライゼーションプラン、世田谷区障害福祉計画、世田谷区子ども計画、健康せたがやプラン等との調和・整合が保たれた計画とする。



## 計画の目標設定にあたって

第1期計画：プロジェクトごとに「3年間のマイルストーン（目標）」を設定

プロジェクト	内容	現状値 (令和5年2月)	目標値 (令和5年度末)
情報発信・共有PJ	認知症になってからも自分らしく希望を持って暮らすことができると思う人の割合	2割	6割
本人発信・参画PJ	認知症に関わる会議、検討会及び講演会、イベント、シンポジウム、交流会等に本人が参画している割合	ほぼ10割	9割
「私の希望ファイル」PJ	「私の希望ファイル」について話し合うアクションチームの実施、「私の希望ファイル」の更新、充実	調査中	全地区で始動
地域づくりPJ	地域づくりについて話し合うアクションチームの実施	全地区で着手	全地区で始動
	世田谷版認知症サポーターの累計数 (従来のサポーターを含む)	39,140人 ※令和5年1月末	53,040人

第2期計画：各プロジェクトは互いに連動しながら取組みを進めるため、

**認知症施策を総合的に評価する目標**を設定

## 第2期計画の目標（3年間のマイルストーン）

- ① 「条例を知っている人」を増やす
- ② 「認知症になってからも希望を持って暮らせると思う人」を増やす
- ③ 「認知症の本人が参画したアクション」を区内28地区で展開

※①、②については、「世田谷区民意調査」にて測る。

※各取組み（アクション講座受講者数や本人参加の事業数等の行動量）の目標値は、計画内の「具体的な取組み」において個々に設定する。

## 施策の取組み方針



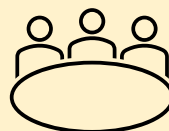
条例の考え方・  
理解を深める取組み



本人発信・  
社会参加の推進



「備え」の推進  
「私の希望ファイル」



地域づくりの推進



暮らしと支えあいの  
継続の推進

# 認知症施策の主な取組み

## 取組みの方向性

多様な機会や媒体を活用し、誰もが認知症を「自分ごと」と捉え、希望のある新しい認知症観へと転換できるように、条例の考え方の理解促進を図るとともに、地域情報を収集・共有できる機会をつくる。

### 主な取組み

#### ①多様な媒体や機会を活かした区民への情報発信

広報紙やチラシ・ポスター、パンフレット等の多様な媒体のほか、ホームページ、SNS、新聞、テレビ、ラジオ等、多様なメディアを活用し、条例や地域での取組みに関する情報を継続的に発信するとともに、条例啓発イベントや講演会等の機会を捉えて、条例の基本理念を効果的に伝える。

#### ②区民等が交流する場における地域情報の共有

地域の活動や居場所等に関する情報を収集・集約し、区民・地域団体・関係機関・事業者等による話し合いやあんしんすこやかセンター等が行うアクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）等、様々な人が交流する場において、区民が求めている地域情報を共有できる機会を拡充する。

#### ③教育分野との連携

教育委員会や区立小中学校、高校、大学等と連携し、子どもや若者への福祉教育を通じて、多世代・多様な人たちへ向けた情報伝達及び認知症に関する正しい知識の理解促進を図る。

#### ④認知症ケアパスの普及

令和5年度に改訂する認知症ケアパス（認知症あんしんガイドブック）を、区民や区、医療・介護・福祉等の関係機関、権利擁護の相談窓口等に幅広く周知し、区民へ配布することで、これからの暮らしを前向きに考えられるきっかけをつくる。

## 方針 2

# 本人発信・社会参加の推進

### 取組みの方向性

本人が自ら思いを発信、または社会で活躍できる場を拡充するとともに、本人同士が出会える機会の創出及びピアサポートの場づくりを推進する。

### 主な取組み

#### ①本人が自ら発信・社会参加する機会の拡充

本人がこれまで続けてきた活動の継続や新たなチャレンジができる環境づくりを、伴走するパートナーとともに推進し、本人の社会参加の機会を増やす。また、地区のアクションやアクション講座、講演会、研修、区の認知症施策を検討する場等において、本人が自らの思いや体験を発信できる機会を拡充する。

#### ②本人同士の出会いとピアサポートの体制づくり

本人同士が出会い、つながる機会（本人交流会等）や本人とともに楽しく参加できる活動を地域の中で増やす。また、若年性認知症を含む本人が、診断後のできるだけ早い時期に仲間と出会い、経験者としての体験や気づき、よりよく生きていく知恵や情報を分かち合えるピアサポートの体制づくりを行う。

#### ③本人が意欲的に働き、活躍できる場づくり

若年性認知症を含む本人が意欲的に働くことができるよう、これまでの経験・知識・技能を活かせる就労機会の創出や、軽作業・ボランティア活動等を行うデイサービスプログラム（社会参加型プログラム）の実施等、企業及び通所介護事業所等に対して情報提供や働きかけを行い、社会生活において本人が生きがいや役割を実感できる活躍の場づくりに取り組む。

#### ④認知症バリアフリーの推進

誰もが安心して外出できるまちを目指し、公共サインや道路、商業施設等における、認知症とともに暮らしていくうえでの障壁（認知症バリア）を本人とともに見つけ、その解消に向けた話し合いの機会を設ける等、関係機関や企業等との連携により、本人を含む全ての人々にとって暮らしやすい地域づくりを推進する。

## 方針 3

# 「備え」の推進：「私の希望ファイル」

## 取組みの方向性

認知症になってからも安心して、自分らしく暮らし続けていくための「備え」について啓発するとともに、「私の希望ファイル」の取組みを通じて、本人の希望を表出できる仕組みを作る。

## 主な取組み

### ①「私の希望ファイル」の取組みの推進

本人の思いや希望を表出できるツールや取組みを活かし、認知症になる前から、家族や医療・介護・福祉の関係者等、日常的に関わりのある周囲の人へ伝え、残していくことを意識できるよう啓発する。また、地域での集まりやアクション講座等の際に、本人の希望について考える機会をつくる。

### ②健康の保持増進とこれからの「備え」の啓発

自らの生活習慣を振り返り、認知症の発症や進行を遅らせ、心身の健康を維持しながら社会生活を継続できるよう、健康体操等、フレイル予防に関する取組みや情報提供を行う。また、認知症になってからも、自分らしくよりよく暮らし続けていくための「備え」について、講座等の機会や広報物等を通じて啓発する。

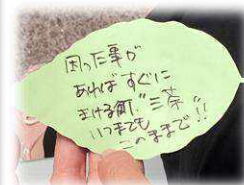
### ③本人の希望に寄り添う専門職の質の向上

本人が、これからの暮らしや大切にしていることを安心して表出できるよう、実際のケアに関わる専門職向けの研修や広報を行い、日頃から本人の希望を丁寧に聴き、寄り添う意識を高める等、専門職の理解促進と対応力向上を図る。

## 「私の希望ファイル」とは…

一人ひとりが、これからの備えとして大切にしたいことや大切にしたい暮らしについて考え、身近にいる大切な人たちに伝えていくプロセスをいう。

「希望のリーフ」や「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）ガイドブック」、「私のノート」等、その人に合った媒体を活用して、その人らしい生活が続けられるよう、本人や家族等介護者、地域の人たち、みんなで取り組む。



(参考)  
希望のリーフ



取組みの方向性

区民・地域団体・関係機関・事業者等が本人とともに協働する「アクション」を全区で展開しながら、認知症であってもなくても、希望を持って暮らせる地域を作る。

主な取組み

①地域のネットワークを活かした地域づくりの推進

地域の見守りネットワークや四者連携※1等による地域包括ケアの地区展開、子育て世代を含む多世代交流等の取組みを活用し、地域の多様な人々がつながり、互いに支え合いながら、本人とともに自発的・主体的な活動を展開することで、認知症とともに生きる地域共生の基盤となる地域づくり（地区アクション）を推進する。

※1 四者連携 … 区内全28地区のまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会地区事務局及び児童館が、地区の課題解決に向けてそれぞれの強みを発揮し、連携すること。

②安全・安心な外出を守る取組みと啓発

誰もが安心して外出できるよう、行き先や自宅への帰り道がわからなくなった場合を想定した事前の備えの啓発及び住民同士で支え合う意識醸成とともに、行方不明発生時における警察署や関係機関等との連携体制強化に取り組む。

③パートナーの育成とチームづくり

アクション講座や「アクションチーム」の活動を通じて、認知症を“自分ごと”として考え、本人と一緒により良い地域をつくるパートナーを増やしていくため、普及啓発と人材育成を推進する。また、世田谷版キャラバン・メイト※2や認知症地域支援推進員※3等が区民等と協働しながら活動できる環境を整備するとともに、条例の基本理念を理解し、ボランティアとしてともに認知症に関する活動を推進する「世田谷版チームオレンジ」を育てていく。

※2 世田谷版キャラバン・メイト … 条例の基本理念の普及や計画に基づく地域づくりを推進し、アクション講座を企画・開催する講師役。

※3 認知症地域支援推進員 … 各自治体が進める認知症施策の推進役、また、地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の要役。

「アクションチーム」とは…

本人と区民、専門職、企業など地域の様々な人が参加し、地域に根差した活動を創意工夫しながら、職種や立場を超えて継続的に展開していく集まり。メンバーの例としては、高齢者等の地域活動団体をはじめ、銀行、郵便局、商店街等の地域で働く方々、学校、図書館、コミュニティカフェ、その他地域にある集いの場の関係者等。



## 方針 5

# 暮らしと支えあいの継続の推進

### 取組みの方向性

もの忘れ相談や診断直後のケア、意思決定支援・権利擁護等、本人及び家族等介護者への関わりや支援体制を強化し、併せてセーフティーネットの充実を図る。

#### 主な取組み

##### ①意思決定支援・権利擁護の推進

認知症初期集中支援チーム事業や専門職によるケアプランの作成の場等において、本人の尊厳と権利（人権）が最大限に尊重されるよう、判断に必要な情報をわかりやすく伝え、本人の希望を聴きながら意思決定支援を行うことを啓発し、支援者の意識醸成を図る。

##### ②身近な相談支援体制の強化

本人及び家族介護者等が気軽に相談できるよう、あんしんすこやかセンターに配置している認知症専門相談員の研修や連絡会を実施する等、もの忘れ相談における専門職等の継続的な支援及び連携体制を強化する。また、インフォーマルな資源としての地域のつながりや活動の場についても情報提供できるように、総合的な支援体制づくりを強化していく。

##### ③診断後支援の充実

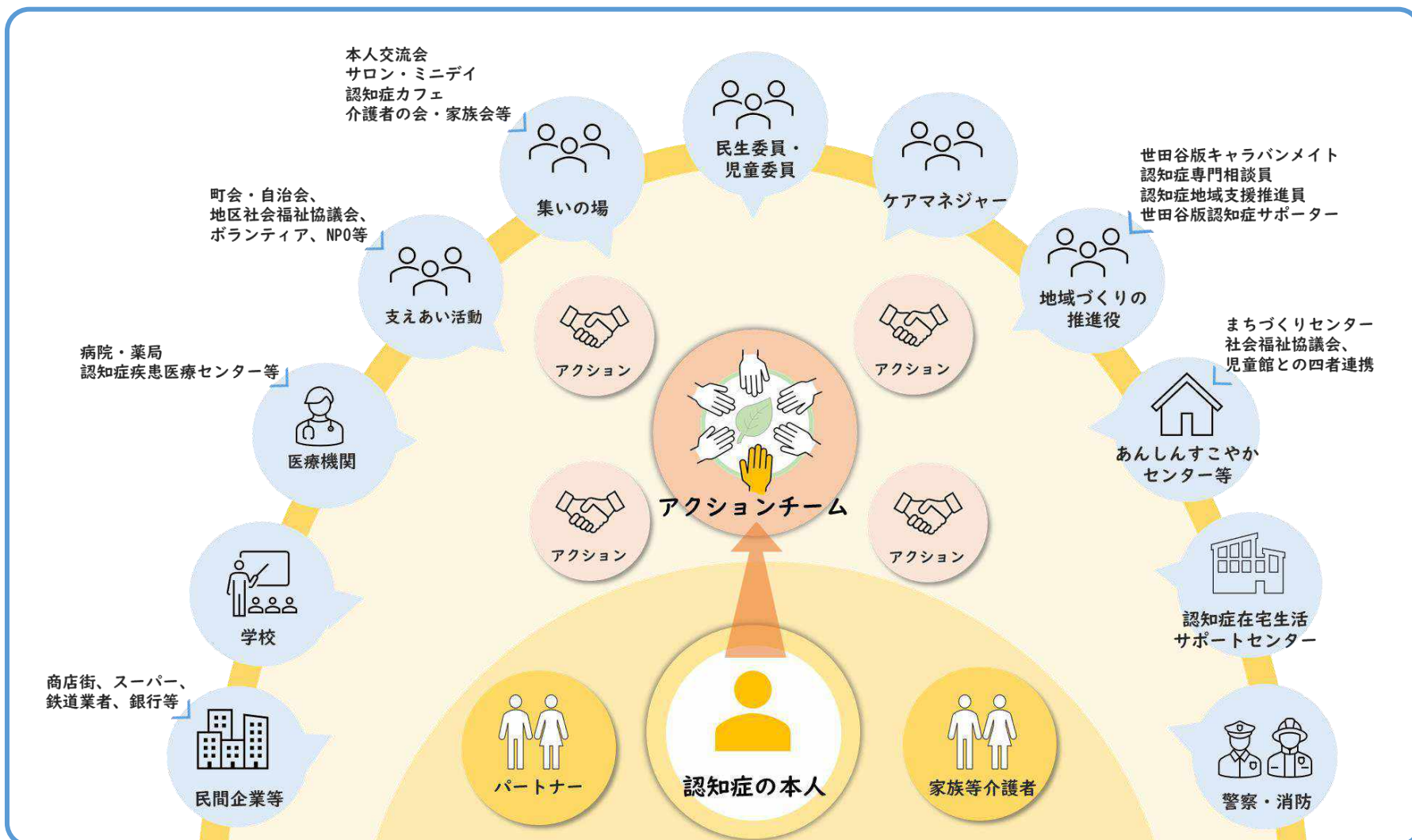
診断後に襲ってくる不安や、適切な支援を受けられず空白の期間を過ごすことによる、心と身体的生活状態の悪化を防ぐため、本人の声や視点に基づいた医療関係者やケアマネジャー等の相談支援体制の一層の充実に取り組む。

##### ④セーフティーネットの充実

認知症が疑われる高齢者等の生命・財産を守るため、安全・安心な外出を守る地域づくりや行方不明時の検索ネットワークの強化（方針4「地域づくりの推進」と連動）、虐待、消費者被害防止に向けた啓発及び連携、成年後見制度の利用促進等を推進する。

# 地域づくりの展開イメージ

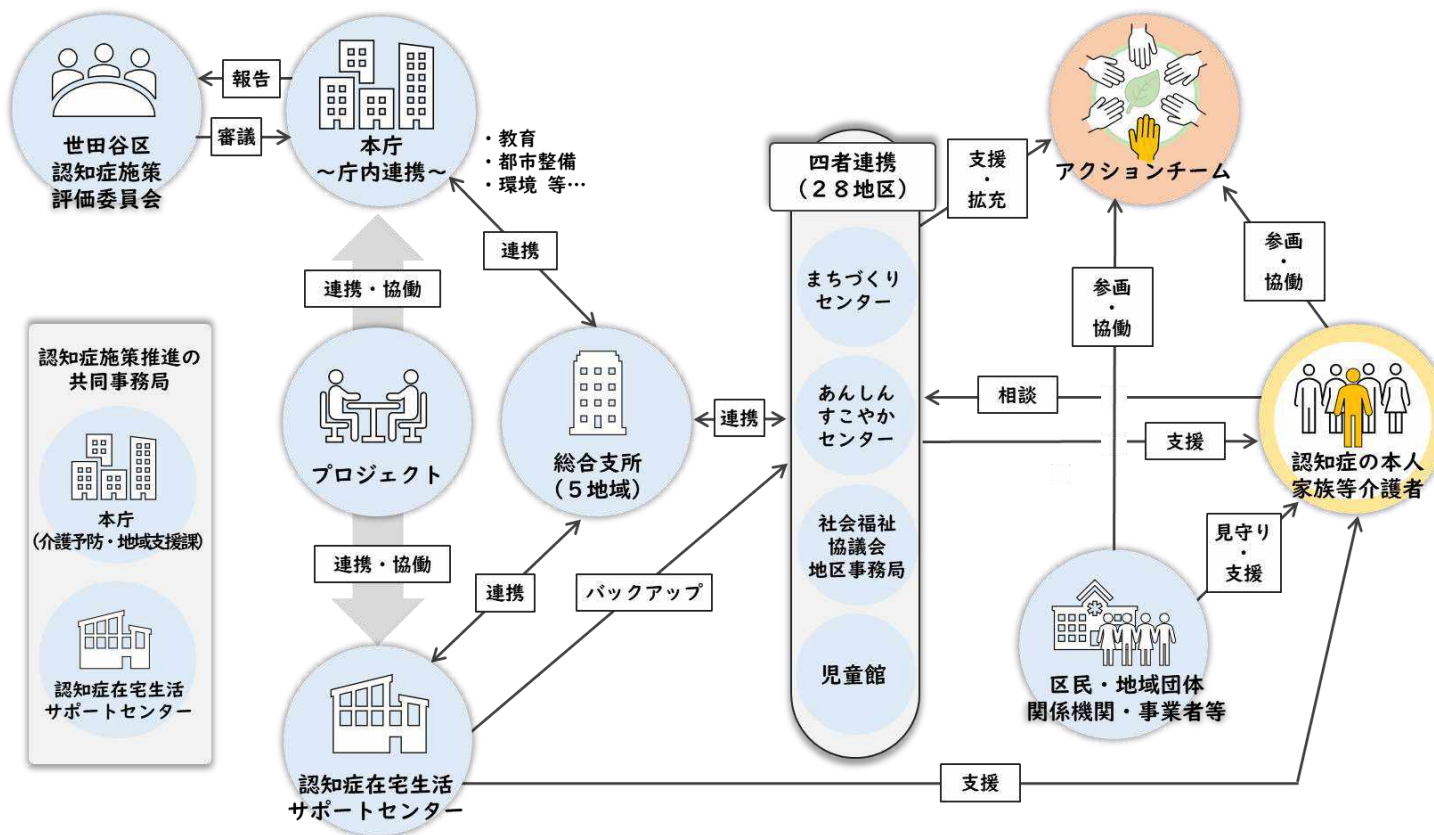
区民・地域団体・事業者等が本人とともに協働する地域づくり（地区アクション）を全区的に展開していくことで、条例の基本理念の実現を目指す。



# 計画の推進体制

計画に掲げる各プロジェクトの検討・実施にあたっては、区（本庁）と世田谷区認知症在宅生活サポートセンターが共同事務局として、本人及び家族等介護者、その他関係者等との連携・協働のもと、状況に応じた柔軟な推進体制により、区全体で取組みを発展させていく。また、世田谷区認知症施策評価委員会において、各施策の目標達成状況の確認及び評価・検証を行い、計画の進行管理を行う。

## 認知症施策の総合的な推進体制（イメージ図）



## 次期希望計画検討における認知症のご本人からの意見

(年齢順)

No.	氏名等	主な意見や思い
1	Aさん(60代)	<p><b>■診断後支援に関することについて</b> 診断されるまで、複数の医療機関を受診したが、十分に対応してもらえなかった。自分でも何かおかしい…と受診する際に、医師は何科であれ、認知症も想定して診察してほしい。医療機関同士がつながり、適切な医療機関、相談支援の窓口をタイムリーに紹介してもらいたい。</p> <p><b>■本人発信・活動の場について</b> 目黒区にある「いきいき*がくだい」(若年性認知症支援施設)で認知症の仲間と出会い、ともに活動(ちんすこうを作って販売)できることが嬉しい。区内にも同じような、安心して失敗できる活動の場があるとよい。</p> <p><b>■認知症バリアについて</b> 電車の乗り換えや券売機、金融機関ATM等、普段の生活の中で戸惑う場面はたくさんある。ちょっと聞ける人がそばにいてくれたり、お互い気軽に声をかけ合えるまちになるとよい。</p>
2	Bさん(70代)及びパートナー	<p><b>■通いの場について</b> デイホーム等で、利用者がやりたいことを選択でき、時間に縛られず、楽しく過ごせるプログラムがあるとよい。</p> <p><b>■安全・安心な外出について</b> GPS機能付きの携帯電話等を持っていれば、自分も家族も安心して外出することができるので、行き先・帰り道が分からなくなったときの備えとして周知・啓発が必要。</p> <p><b>■これからの社会について</b> 認知症になってからも、できることはたくさんある。少しの手助けがあれば、これまでと変わらない活動や自分の強みを活かした仕事ができるので、周囲の人の理解が進み、互いに支え合える地域社会になることを願っている。</p>
3	Cさん(80代)	<p><b>■周囲の人に支えてもらう方策について</b> 自分が認知症だと声に出して伝えることは難しい。支えが必要な時に、認知症だと分かってもらえるマーク(ヘルプマークの認知症版のイメージ)がほしい。色は決めずに、本人が自分の好きな色のマークが作れると愛着を持って使用できる。</p> <p><b>■診断時の立ち合いについて</b> 診断時に家族等が立ち会う意識醸成をしてほしい。一緒に受け止めてくれる人がいるだけで、心の支えになる。</p> <p><b>■医療機関の対応について</b> 医療機関からも条例の周知・啓発を積極的にしてほしい。また、医療機関から、あんしんすこやかセンター等にスムーズにつないでもらえる仕組みがあるとよい。</p>

## 令和 5 年 5 月 23 日開催

## 次期希望計画策定検討部会における主な意見要旨

No.	氏名	主な意見等
1	貫田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学生向けのアクション講座（世田谷区認知症サポーター養成講座）等に本人が登壇すると、子供たちも先生たちも一緒にイベントのように盛り上がり、認知症観の転換が図られる。また、子どもたちは家に帰って親に話すことで、親世代にも広がっていくので、啓発効果があると思う。</li> <li>・認知症本人交流会は、ただ話すだけでは、あまり面白くない。どうすれば人を集め、みんなで盛り上げられるか、引き続き企画内容を検討すべき。（例えば、ケーキを用意する等）</li> </ul>
2	貫田友子氏 （貫田委員 パートナー）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父が認知症になり、眠らない、見当違いな質問をされたとき等、家族としてどのように対応したらよいかわからず、不安でつらかった。その時、あんすこやケアマネに相談したが、「症状の話は医者に相談するしかない」と言われ、途方に暮れた。医学的な話以外にも、日常生活におけるアドバイスがほしい。</li> <li>・認知症は全員が同じ症状や状態ではなく、対応に一律の正解はないが、プロのケアマネの接し方を見て、とても勉強になった。</li> <li>・認知症の本当の大変さは、本人と介護を経験した家族にしかわからない。</li> <li>・認知症は、漠然としたネガティブなイメージがあり、漫画・映画・ドラマでも、暗い感じで描かれているものが多いため、ポジティブなイメージに変えていく必要がある。</li> <li>・父が小学校のアクション講座で体験者として話したのは、とてもよいことだと思った。子どもの頃から認知症の本人の姿に触れることで、認知症に対するネガティブなイメージが払拭され、普通の人と変わらないという意識が醸成される。</li> </ul>
3	大熊部会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期計画も、区民に親しみやすいように「です・ます」調で、わかりやすい言葉で記載するとよい。</li> <li>・条例・計画は区だけで作ったものではない。プロジェクトの推進は本人や地域のボランティア等も一緒になって進めていくべき。</li> <li>・本人と接する医師やケアマネへの条例の理念の普及、認知症観の転換を図っていく必要がある。</li> </ul>
4	永田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の声を聴き、本人と一緒に企画していくことが大切。</li> <li>・診断直後、本人・家族が何を知りたいかをよく聴くことが大切であり、接する専門職の対応力の向上を図っていく必要がある。</li> <li>・世田谷区における、本人のつなぎ役（リンクワーカー）を誰が務めるか、計画の中でもう少し明確に記載すべき。</li> <li>・あんすこや認知症地域支援推進員と連携して、本人・家族の声を集めて、計画づくりをしていくとよい。</li> </ul>

No.	氏名	主な意見等
4	永田委員 (前頁からの続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症ケアパスは、地域全体の資源情報や辿る道が掲載されているが、個々のケアパスもケアマネ等が検討していくことが大切。現在、新たなケアパスを作成しており、一人ひとりが今後よりよく暮らせる、よりよい航路を辿れるようなものにしていく。</li> <li>・第1期では条例の周知・啓発に注力してきたが、第2期では、周知して終わりではなく、実際に「本人と一緒に企画する、本人の参画を促進する」ことを強化していくことを明確に打ち出すべき。</li> <li>・P17の地域づくりの図の中に、「区民」が入っていない。地元で暮らす身近な「区民」一人ひとりの参加が必要。</li> <li>・P18の計画推進の図について、庁内連携の中で、保健医療福祉以外の分野の部署が、ダイレクトにアクションチームと関わるような図であるとよい。</li> <li>・推進機能の拠点(チーム)・中心を置き、推進員等、誰が推進チームに入るか検討する必要がある。</li> </ul>
5	西田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1期目は、コロナ禍で多くの取組みが思うように進められなかった部分もある。第2期から本格的にスタートしていくという基本前提で考えるべき。</li> <li>・プロジェクトの推進体制と推進の主体はどこにあるかを確認しておくべき。第1期は推進体制が不明瞭であった。区・認サポセンター・地域のアクションチーム等がそれぞれの役割を放棄せず、互いに関わりをもつことが必要。</li> <li>・地域の力はもちろん大事だが、それだけに頼ることなく、行政として責任ある推進体制を敷くべき。</li> <li>・区も事業者も区民も、それぞれが責任を持って取り組むことが重要。実質的なリーダーシップを誰が取るかを明確にしたうえで、プロジェクトを進めていくべき。</li> <li>・4つのプロジェクトの中で、最も大事なものは「本人参画」。発信よりも、まず参画・活躍できる場があることが前提。</li> <li>・リンクワーカーを誰が担うのか。一人ひとりの声を重ねる人員体制を構築する必要がある。</li> <li>・ツールだけでなく、環境が整わなければ希望は表出できない。希望の表出は、従来の認知症観が浸透した社会では実現できない。本人が家族やケアマネ等に希望を伝え、周囲の人と一緒に叶えていくことができると信じられる環境を構築する必要がある。</li> <li>・家族とケアマネだけで方針を検討するのではなく、本人の意向を聴くことが、行動・心理症状を抑えることにもつながる。</li> <li>・認知症ケアパスを配付する必要があるのか。インターネットで知りたいことを検索できる時代に、ケアパスの普及を目的化するのは、再検討が必要。本人の目線に立ち、何が不足しているからサービスや社会資源に繋がらないのかを改めて考えるべき。</li> </ul>



No.	氏名	主な意見等
6	浜山委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のケアマネは業務に忙殺され、希望条例を知らない人が多い。</li> <li>・昨年度、本人の意思を反映するケアプランの立案をテーマにケアマネ研修を実施。今のケアマネは困っていること（課題）の解決に着目しがち。従来は家族だけに話を聴き、ケアプランを立てる人が多かったが、これからは本人がやりたいことに視点を置き、直接本人から希望や思いを聴くことを目指していく必要がある。</li> <li>・医療・介護連携推進協議会の委員を務めているが、在宅療養を進める中で、本人の終末期を考える ACP（アドバンス・ケア・プランニング）を推進している。都では「私の思い手帳」、社協では「私のノート」を作成しているが、どれも同じようなことが書かれている。色々なツールがあっても仕方がない。世田谷区では、本当に必要なものを1冊にまとめたものを作れるとよい。</li> <li>・医療・介護連携について、ケアマネ（あんすこ）から医師への連絡や情報提供を目的として連携シートを用いているが、逆パターンとして医師からケアマネへの連絡・フィードバック機能があれば、診断後支援の充実を図ることができる。</li> <li>・認知症の本人を尊重し、本人へのインフォームドコンセントを行う医師が増えるとよい。</li> </ul>
7	中澤委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の発信が大切。第1期で本人動画をいくつか作成したが、まだ足りていない。機会を捉えて動画を撮り溜め、HP等で効果的・継続的に発信していく必要がある。</li> <li>・第1期のアクションチームは、認知症カフェの立ち上げの取組みが多かった。第2期は本人の声を集め、参画してもらいながら取組みを進めていくことが大切。声をどう集めていくかが課題。</li> <li>・依然として、「認知症＝高齢者」という縦割りの考え、組織体制がある。居場所サミットでは、子どもから障害者、高齢者まで区別なくケアを考えている。認知症も同じ視点をもつべき（特に、認知症と障害は通ずるものがある）。その他、子育て、教育、ひきこもり、公園、農福連携等、領域で区切ることなく、インクルーシブ（包括的）に考えていく必要がある。</li> <li>・認知症やもの忘れに関して、どこに聞いたらいいかわからないという声を耳にする。段階を踏んで相談できるよう、敷居の低い入口としての相談アプリの配信や、図書館・児童館等での専門家（医師）による相談室等の取組みができないか。</li> <li>・ピアサポート、診断後支援、介護家族のケア（ただし、本人・家族を切り離さない一体的ケア）も大切。</li> <li>・若年性認知症当事者の対応も必要。若年と高齢をつなげるシステムを世田谷モデルとして作れないか。</li> </ul>

No.	項目	主な意見等
8	岡崎委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族が認知症になり、病院で薬を大量に処方されていたが、その後、本人が施設へ入所した際、薬は全て不要と言われた。医療機関も判断や対応が異なる場合がある。</li> <li>・ 地域の人が集まるサロン等の場で希望条例パンフを配り、希望のある認知症観を持ち、認知症になっても地域で楽しく暮らしていこうと啓発している。</li> <li>・ 町会の老人会の総会でも条例をPRしたが、知らない人が多かった。</li> </ul>
9	遠矢氏 (事務局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世話人が中心になり、実行部隊として動くのは無理がある。認サポセンターが中心としてプロジェクトの推進を担うには、既存事業の運営もあるため、整理が必要。</li> <li>・ 医療との接続は大きなテーマ。施策の取組みに「認知症サポート医の活用」という項目を入れるべき（現在 91 名在籍）。</li> </ul>
10	長谷川委員 (部会欠席のため意見票による)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P18 推進体制の図に関して、評価委員がプロジェクトの推進役を兼ねている状況を整理すべき。</li> <li>・ P15 について、これまでの地域でのさまざまな活動チームとアクションチームとでは何が違うのか、明確でない。「これまでの認知症観を変える」なら、チームの企画、運営に認知症の人が参画しているか、を明確にした方がよい。</li> </ul>

以上



# 案

資料 6

## 第2期世田谷区 認知症とともに生きる希望計画

(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))

策定にあたっての考え方について  
《答申の中間まとめ》



令和5年6月

世田谷区認知症施策評価委員会

## “本人の声”を集めた「希望のリーフ」

認知症とともに生きる人（以下「本人」といいます。）の発信や「私の希望ファイル」の取組みの一環として、本人交流会やアクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）等の際、「希望のリーフ」に自分のこれからの暮らしや大切にしたいこと、やりたいこと等の「希望」を書き留めています。

認知症のご本人の声のほか、認知症を“自分ごと”として考えて書いた希望のリーフの一部をご紹介します。

希望のリーフは、「希望の木」の幹（模造紙）に貼り付けて、各地区のあんしんすこやかセンター等で掲示していますので、お立ち寄りの際は是非ご覧ください。



### 希望のリーフに書かれた本人等の声や希望（一部抜粋）

いつまでも若く、姿も美しくありたい  
声を大きく出して健康でいたい

人の言う事を素直に聞き、  
ありがとうと言いたい

100才まで元気で沢山の人と出逢いたい！  
その出逢いを大切にしたい

にん知しようだからって  
あきらめるんじゃなくて、何かはできる人だから  
卓球やサッカーをやりたいです  
（小学4年生）

好きな人たちに囲まれて、  
今日を丁寧に生きていく  
過去を憂えず、  
未来を恐れず今を楽しむ

私のことは私が決めたい  
今もこれからもずっと  
おばあちゃんになっても私は私

いつまでも若い気持ちを持ち続け、  
体力が衰えてもバランスよく  
穏やかに過ごしたい

知らない人でも話しかけたり、  
大変そうだったら助けてあげたい  
（小学3年生）

家族に感謝し、笑顔で元気に過ごしたい  
いつまでもありがとう！  
と伝えていきたい

# 目次

第1章 第2期計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定にあたって .....	2
2 計画の目的 .....	3
3 計画の位置づけ .....	3
4 計画期間 .....	4
第2章 計画の基本方針と進め方 .....	5
1 条例の基本理念 .....	6
2 施策展開の考え方 .....	6
3 第2期計画の目標（3年間のマイルストーン） .....	8
第3章 認知症施策の主な取組み .....	9
1 認知症施策の体系 .....	10
2 特徴的な取組み .....	11
3 主な取組み .....	12
第4章 計画の推進体制 .....	23
1 計画の推進体制 .....	24
2 計画の進行管理 .....	25
第5章 第1期計画の取組み状況と課題 .....	26
1 第1期計画の目標（3年間のマイルストーン）の達成度 .....	27
2 世田谷区認知症在宅生活サポートセンター事業の実施状況 .....	28
3 あんしんすこやかセンター、その他認知症関連事業の実施状況 .....	28
4 各地区における地域づくりの推進状況 .....	28
第6章 資料編 .....	29
1 条例・施行規則 .....	30
2 計画策定の背景（国・都の動向、計画の策定経過） .....	38
3 参考資料（各種調査結果、統計資料 等） .....	45

## 第1章 第2期計画の策定にあたって

- 1 計画策定にあたって
- 2 計画の目的
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画期間

## 1 計画策定にあたって

国の推計によると、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には、認知症の人が700万人前後、65歳以上の高齢者に対する割合は、約5人に1人になるとの見込みです。

このような状況の中、令和5年6月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、国は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる共生社会の実現を推進していく方針を示し、「全ての認知症の人が社会の対等な構成員として、地域において安全かつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、意見表明や社会参画の機会を通じて、個性と能力を十分に発揮することができる」こと等を基本理念に掲げました。

一方、区内の65歳以上の認知症高齢者数は、令和5年4月現在で約3万2千人（国の推計値による）を超え、認知症の人の増加への対応が喫緊の課題となっています。

このような課題に対応するため、区では、令和2年4月に、認知症施策の専門的・中核的な拠点として世田谷区立保健医療福祉総合プラザ（世田谷区松原6-37-10）内に「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター」を開設しました。

その後、「認知症の本人を含む全ての区民が自分らしく生きる希望を持ち、本人の意思と権利が尊重され、安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現」を目指して、同年10月、「世田谷区認知症とともに生きる希望条例（以下「条例」といいます。）」を施行、また、翌令和3年3月には、「世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「計画」といいます。）」を策定し、認知症観の転換や認知症の本人による発信・社会参画、地域づくり等の認知症施策を総合的に推進しています。

この度、本計画の第1期（令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）の3年間）の取組み状況を踏まえ、令和6年度以降の取組み方針を掲げる第2期計画を策定しました。

第2期計画の策定にあたっては、条例第16条第2項に基づき、世田谷区認知症施策評価委員会の意見並びに認知症の本人及びその家族の意見を聴くとともに、区民からも広く意見を募りながら検討を行いました。

## 2 計画の目的

### (1) 計画の目的

条例に掲げる「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」の実現を目指し、区としての中長期の構想のもと、認知症施策を総合的に推進するため、この計画を策定します。

### (2) 第2期計画で目指す将来像（ビジョン）

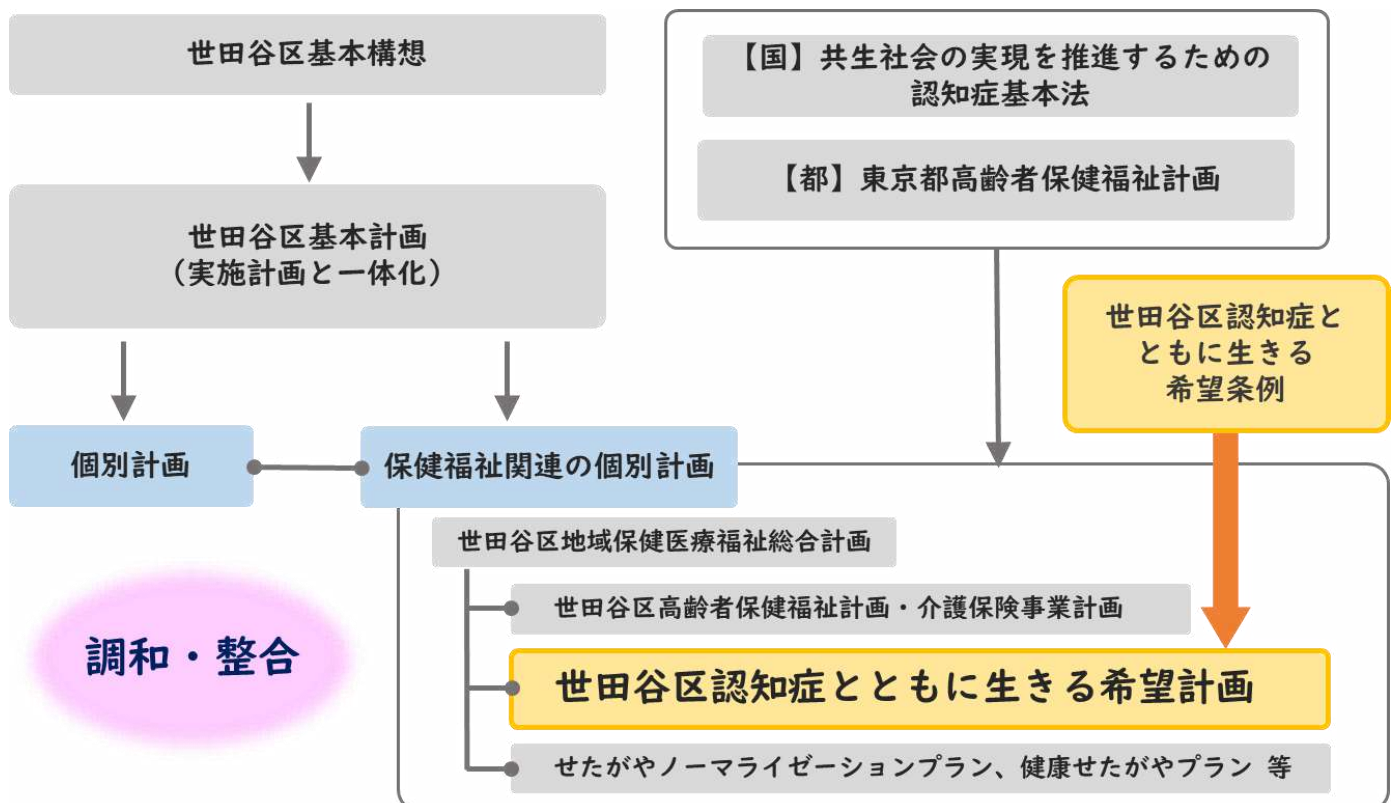
第2期計画では、推進する全ての人々が、共通の目標に向かってそれぞれの取組みを進めていけるよう、次の「目指す将来像（ビジョン）」を設定します。

「条例の基本理念が広く浸透し、地区のアクションが全区で展開するとともに、  
認知症の本人が自らの思いを発信・社会参画しながら、  
地域でともに希望を持って暮らせるまち」

## 3 計画の位置づけ

この計画は、国の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」や東京都の高齢者保健福祉計画を踏まえ、世田谷区基本構想と世田谷区基本計画、世田谷区地域保健医療福祉総合計画のもと、世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、せたがやノーマライゼーションプラン、健康せたがやプラン等との調和・整合が保たれた計画とします。

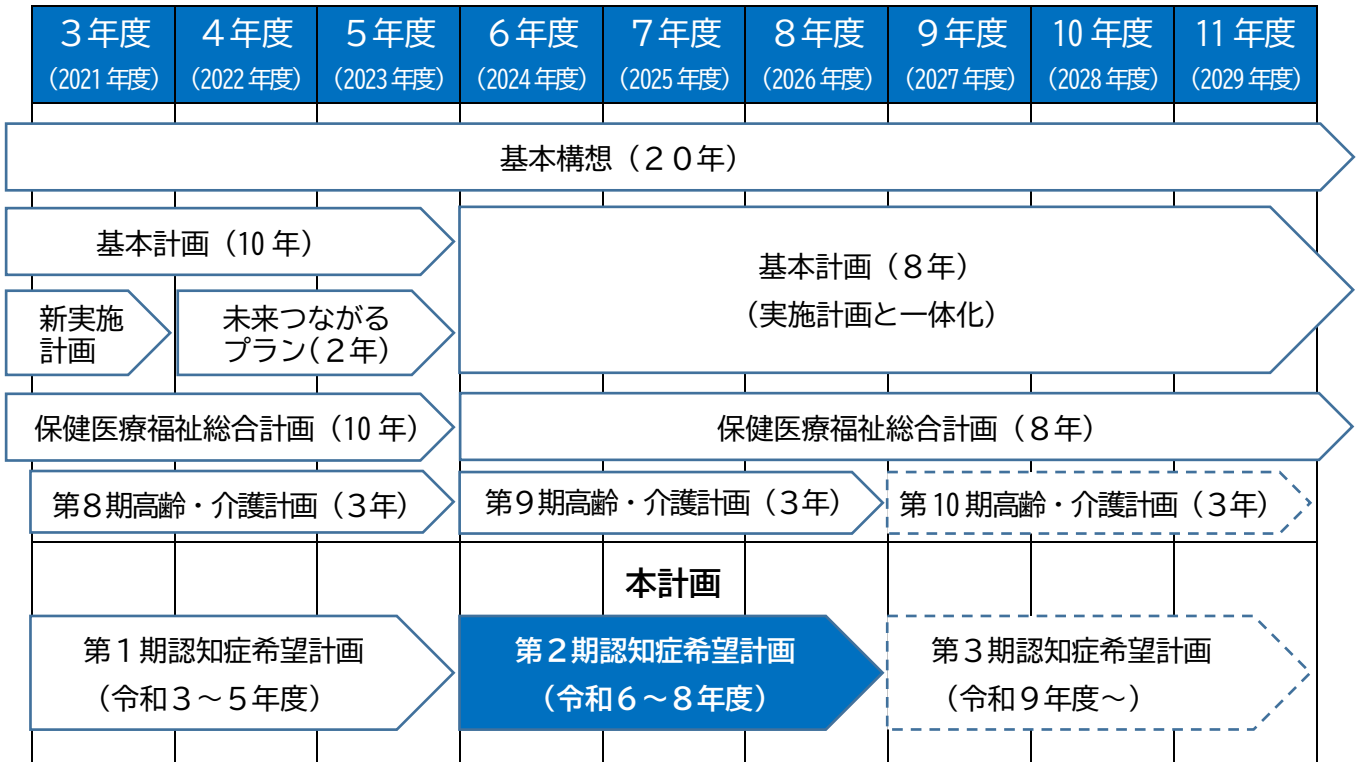
### 他の計画との関係イメージ





## 4 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間の計画とします。



## 第2章 計画の基本方針と進め方

- 1 条例の基本理念
- 2 施策展開の考え方
- 3 第2期計画の目標（3年間のマイルストーン）



## 1 条例の基本理念

### 条例の基本理念（条例第3条）

- 本人一人ひとりが、自分らしく生きる希望を持ち、その意思と権利が尊重され、安心して暮らし続けることができる地域を作る。
- 区民、地域団体、関係機関及び事業者が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、参加と協働により、認知症とともにより良く生きていくことができる地域共生社会の実現を目指す。

## 2 施策展開の考え方

### （1）施策展開の考え方

施策の展開にあたっては、第1期計画に引き続き、以下の5点を基本方針として進めていきます。

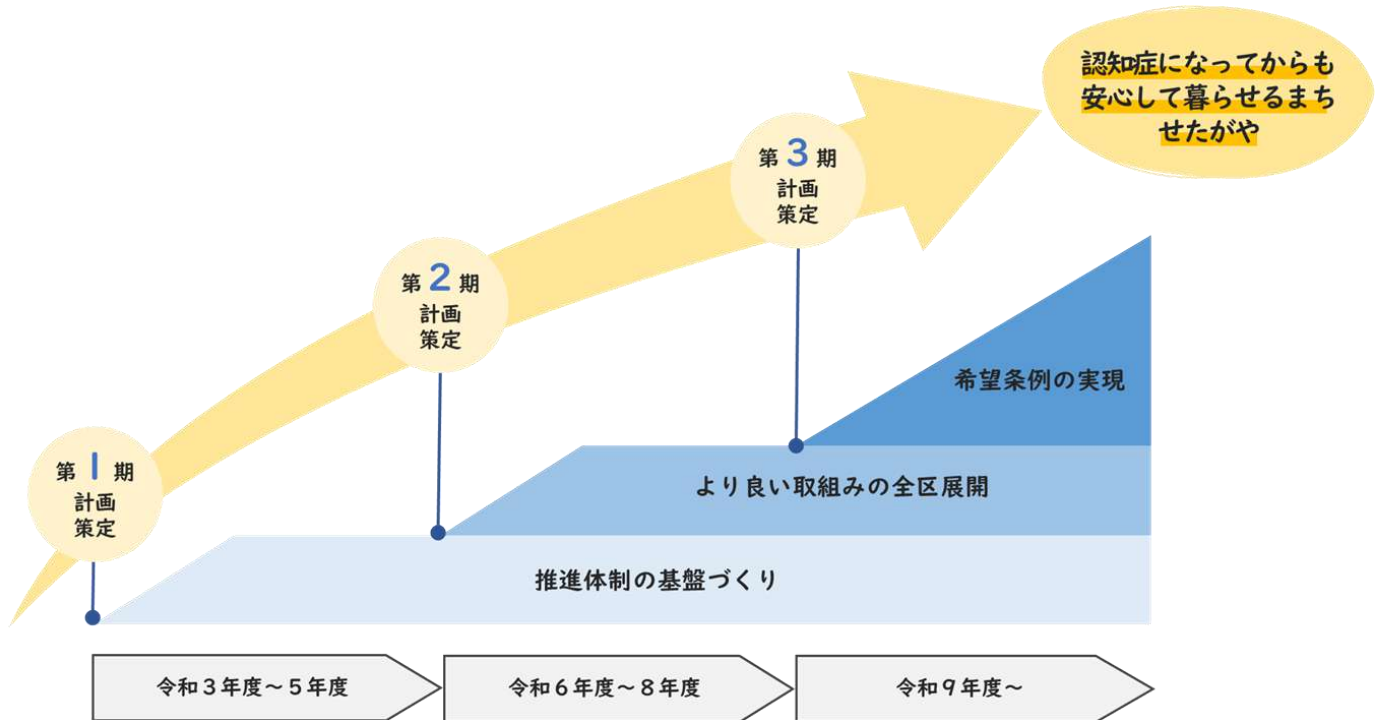
- ①本人の声を聴き、本人とともに  
施策は、認知症の本人の声を聴きながら、本人とともに進めていきます。
- ②4つの重点テーマを掲げ、区をあげて  
施策の重点を明確にし、区全体で地域共生社会を実現していきます。
- ③小さく始めて、改善しながら、大きく広げる  
取組みは、小さな単位で丁寧に始め、実施しながら改善を図り、より良い取組みを全区に広げていきます。
- ④多世代・多分野の人たちが参加し、つながりながらともにつくる  
区内の多様な世代・分野の人たちが参加し、力をあわせて進めていきます。
- ⑤中・長期的に世田谷の未来像をともに思い描きながら  
中・長期を見据え、希望計画を段階的・持続発展的に進めていきます。

## (2) 計画の進め方

条例の基本理念を踏まえ、第1期計画の内容を引き継ぎながら、より良い取組みを全区的に広げていきます。

また、中長期を見据え、計画を段階的・持続発展的に進めます。

### 計画の中長期的な展開イメージ



### 3 第2期計画の目標（3年間のマイルストーン）

第2期計画では、各プロジェクトは互いに連動しながら取組みを進めるため、  
認知症施策を総合的に評価する目標を設定します。

- ① 「条例の考え方を知っている人」を **増やします**
- ② 「認知症になってからも希望を持って暮らせると思う人」を **増やします**
- ③ 「認知症の本人が参画したアクション」を **全28地区で展開します**

※①、②については、「世田谷区民意調査」において状況を確認します。

※目標達成に向けた行動量は、「主な取組み」において個々に設定します。

#### 【参考】

第1期計画における「3年間のマイルストーン」

プロジェクト	内容	現状値 (令和5年5月)	目標値 (令和5年度末)
情報発信・共有PJ	認知症になってからも自分らしく希望を持って暮らすことができると思う人の割合	2割 (令和4年5月現在)	6割
本人発信・参画PJ	認知症に関わる会議、検討会及び講演会、イベント、シンポジウム、交流会等に本人が参画している割合	ほぼ10割	9割
「私の希望ファイル」PJ	「私の希望ファイル」について話し合うアクションチームの実施、「私の希望ファイル」の更新、充実	調査中	全地区で始動
地域づくりPJ	地域づくりについて話し合うアクションチームの実施	全地区で着手	全地区で始動
	世田谷版認知症サポーターの累計数 (従来のサポーターを含む)	40,358人	53,040人

## 第3章 認知症施策の主な取組み

- 1 認知症施策の体系
- 2 特徴的な取組み
- 3 主な取組み

# 1 認知症施策の体系

- 第2期計画においても、第1期計画に掲げる5つの「取組み方針」に基づく4つの「重点テーマ」及び「推進プロジェクト」を継続します。
- 「本人発信・社会参画の推進」を5つの「取組み方針」の要として、他の施策と連動しながら、取組みを進めます。



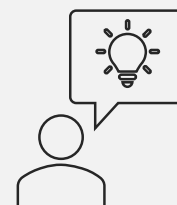
## 2 特徴的な取組み

第2期計画では、第1期計画における「推進体制の基盤づくり」を継続しながら、条例の基本理念の実現に向け、特に、以下の4つの特徴的な取組みを展開します。

### 1 本人発信・社会参画の機会の拡充

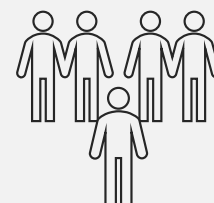
本人が自らの思いや体験、希望を発信したり、自分の可能性や個性を発揮して地域社会に参画し、活躍したりすることができる場や機会を一層広げる取組みを行います。

また、講演会やアクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）等での本人発信や地域活動での活躍等を通じて、区民の認知症観の転換を図り、条例の基本理念を広めていきます。



### 2 本人が参画したアクションの全28地区展開

各地区で始まっている地域づくり（アクション）に、本人も企画・参画し、より良い取組みについて全区で情報共有しながら、全28地区で活動を広げていきます。また、地域づくりの推進役等との連携・協働により、区全体で取組みを発展させていきます。



### 3 診断後支援・相談体制の強化

認知症診断直後の本人及び家族等介護者への支援体制や情報連携を強化するとともに、もの忘れや認知症について、あんしんすこやかセンター等で気軽に相談することができ、また、地域活動や社会資源等のインフォーマルな情報も案内できるよう、相談支援体制の充実や、気軽に集える場づくりに取り組みます。



### 4 専門職や医療機関との連携による認知症ケアの充実

本人と接するケアマネジャー等の専門職や認知症サポート医が在籍する医療機関等との連携のもと、条例や「私の希望ファイル」の考え方を踏まえ、ケアプラン作成等の際、本人の尊厳と権利・人権を最大限に尊重し、希望を聴きながら意思決定支援を行っていただけるよう、認知症ケアの充実を図っていきます。



### 3 主な取組み

#### 方針 | 本人発信・社会参加の推進

【重点テーマ】本人の発信・参加、とものつくる

【推進プロジェクト】本人発信・参画プロジェクト

##### (1) 第1期計画の残された課題と新たな視点

- ・本人が参画できる場や、思いを発信できる機会を、より身近な地域で増やしていく必要があります。
- ・診断後の支援には、本人同士のつながりが重要であることから、関係機関等とも連携し、出会いの場をつくる必要があります。

##### (2) 取組みの方向性

- ・本人が自ら思いを発信、または社会で活躍できる場を広げるとともに、本人同士が出会える機会の創出及びピアサポートの場づくりを進めます。

##### (3) 主な取組み

###### ① 本人が自ら発信・社会参加する機会の拡充

本人がこれまで続けてきた活動の継続や新たなチャレンジができる環境づくりを、伴走するパートナーとともに進め、本人の社会参加の機会を増やします。

また、地区のアクションやアクション講座、講演会、研修、区の認知症施策を検討する場等において、本人が自らの思いや体験を発信できる機会を広げます。

##### ●取組みにおける行動量

内容	現状値 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症に関する会議・講演会・地域づくり等に参画した本人の数 ※延数	42人	●人	●人	●人
調整中				

## ② 本人同士の出会いとピアサポートの体制づくり

本人同士が出会い、つながる機会（本人交流会等）や本人と一緒に楽しく参加できる活動を地域の中で増やします。

また、若年性認知症の人を含む本人が、診断後のできるだけ早い時期に仲間と出会い、経験者としての体験や気づき、希望を持って暮らしていくための知恵や情報を分かち合えるピアサポートの体制づくりを行います。

## ③ 本人が意欲的に働き、活躍できる場づくり

若年性認知症を含む本人が意欲的に働くことができるよう、これまでの経験や知識・技能を活かせる就労機会をつくり、また、軽作業・ボランティア活動等を行うデイサービスプログラム（社会参加型プログラム）を実施する等、企業及び通所介護事業所等に対して情報提供や働きかけを行い、社会生活において本人が生きがいや役割を実感できる活躍の場づくりに取り組みます。

## ④ 認知症バリアフリーの推進

公共サインや道路、商業施設等での、認知症とともに暮らしていくうえで障壁（認知症バリア）となるものを本人とともに見つけ、その解消に向けた話し合いの機会をつくる等、関係機関や企業等との連携により、本人を含む全ての人々にとって暮らしやすい地域づくりを進めます。



## 方針 2

# 条例の考え方・理解を深める取組み

【重点テーマ】認知症観の転換

【推進プロジェクト】情報発信・共有プロジェクト

### (1) 第1期計画の残された課題と新たな視点

- ・条例の考え方への理解・共感を得るため、より効果的な広報を工夫する必要があります。
- ・情報を発信するだけでなく、地域の情報を収集し、区民と共有する仕組みを検討する必要があります、

### (2) 取組みの方向性

- ・多様な機会や媒体を活用し、誰もが認知症を「自分ごと」と捉え、希望のある新しい認知症観へと転換できるよう、条例の考え方の理解を深めるとともに、地域情報を収集・共有できるよう連携を深めます。

### (3) 主な取組み

#### ① 多様な媒体や機会を活かした区民への情報発信

広報紙やチラシ・ポスター・パンフレット等の多様な媒体やホームページ・SNSの活用、新聞・テレビ・ラジオ等の多様なメディアの協力を得る等、条例や地域での取組みに関する情報を継続的に発信するとともに、条例の普及を目的としたイベントや講演会等の機会を捉えて、条例の基本理念を効果的に伝えます。

#### ② 区民等が交流する場における地域情報の共有

地域の活動や居場所等に関する情報を収集してまとめ、区民・地域団体・関係機関・事業者等による話し合いやあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）等が行うアクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）等、様々な人が交流する場で共有できる機会を拡充します。

#### ●取組みにおける行動量

内容	現状値 (令和5年 5月末現在)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
アクション講座 受講者の累計数	4,081人	●人	●人	●人

調整中

### ③ 教育分野との連携

教育委員会や区立小中学校、高校、大学等と連携し、子どもや若者への福祉教育を通じて、認知症に関する正しい知識の理解を深めます。

### ④ 認知症あんしんガイドブック（認知症ケアパス）の普及

令和5年度に改訂した（予定）認知症あんしんガイドブック（認知症ケアパス）を、区民や区、医療・介護・福祉等の関係機関、権利擁護の相談窓口等に幅広く周知し、区民へ配布することで、利用できるサービスや地域資源情報等を適切に案内するとともに、これからの暮らしを前向きに考えられるきっかけをつくります。

## 「備え」の推進：「私の希望ファイル」

【重点テーマ】 みんなが「備える」「私の希望ファイル」

【推進プロジェクト】 「私の希望ファイル」プロジェクト

### （1）第1期計画の残された課題と新たな視点

- ・ 認知症になる前からできる健康づくりやこれからの「備え」を推進していく必要があります。
- ・ 「私の希望ファイル」の考え方を整理するとともに、本人が安心して希望を表出できる環境整備や効果的な取組みの発信・共有を、引き続き進めていく必要があります。

### （2）取組みの方向性

- ・ 認知症になってからも、安心して自分らしく暮らし続けていくための「備え」の大切さについて発信するとともに、他のプロジェクトと連動しながら、本人が希望を表出し、その希望をともに実現していく取組みを進めます。

### （3）主な取組み

#### ① 「私の希望ファイル」の取組みの推進

本人が思いや希望を表出し、ともに実現できる環境を整え、様々なツールや取組みを活かし、認知症になる前から、家族や日常的に関わりのある医療・介護・福祉の関係者等へ伝え、残していけるよう発信します。

また、地域での集まりやアクション講座等の際に、本人の希望について考える機会をつくります。

#### ② 健康の保持増進とこれからの「備え」の推進

自らの生活習慣を振り返り、認知症及び軽度認知障害（MCI）の発症や進行を遅らせ、心身の健康を維持しながら社会生活を継続できるよう、健康体操等、フレイル予防に関する取組みや情報提供を行います。

また、認知症になってからも、自分らしく、希望を持って暮らしていくための「備え」について、講座等の機会や広報物等を通じて発信します。

#### ③ 本人の希望に寄り添う専門職の質の向上

実際のケアに関わる専門職向けの研修や広報を行い、日頃から本人の希望を丁寧に聴き、寄り添う意識を高める等、本人がこれからの暮らしや大切にしていることを安心して表出できるよう、専門職の理解を深め、対応力の向上を図ります。

## コラム1

### 「私の希望ファイル」とは…

一人ひとりが、これからの備えとして大切にしたいことや大切にしたい暮らしについて考え、身近にいる大切な人たちに伝えていくプロセスをいいます。

「希望のリーフ」や「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）ガイドブック」、「私のノート」等、その人に合った媒体を活用して、その人らしい生活が続けられるよう、本人や家族等介護者、地域の人たち、みんなで取り組みます。



図または写真

## 方針 4 地域づくりの推進

【重点テーマ】希望と人権を大切に、暮らしやすい地域をともにつくる

【推進プロジェクト】地域づくりプロジェクト

### (1) 第1期計画の残された課題と新たな視点

- ・各地区での地域づくり（アクション）を引き続き展開していくとともに、本人が参画し、ともに活動するアクションを広げていく必要があります。

### (2) 取組みの方向性

- ・区民・地域団体・関係機関・事業者等が本人とともに協働する「アクション」を全区で展開しながら、認知症であってもなくても、誰もが希望を持って暮らせる地域を作ります。

### (3) 主な取組み

#### ① 地域のネットワークを活かした地域づくりの推進

地域の見守りネットワークや四者連携※1等による地域包括ケアの地区展開、多世代・多分野交流等の取組みを活かし、地域の多様な人々がつながりながら、本人とともに企画し、本人が参画する自発的・主体的な活動（アクション）を展開することで、認知症観の転換を図り、認知症とともに生きる地域共生の基盤となる地域づくりを進めます。

また、認知症カフェや家族会同士の情報交換や交流の機会を設ける等、各団体の活動継続に向けた支援に取り組みます。

※1 四者連携 … 区内全28地区のまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会地区事務局及び児童館が、地区の課題解決に向けてそれぞれの強みを発揮し、連携すること。

#### ② 安全・安心な外出を守る取組みの推進

誰もが安心して外出できるよう、行き先や自宅への帰り道がわからなくなった場合を想定した事前の備えに関する情報発信及び住民同士で支え合う意識醸成とともに、行方不明発生時における警察署や関係機関等との連携体制強化に取り組みます。

#### ③ パートナーの意識醸成とチームづくり

アクション講座や「アクションチーム」の活動を通じて、認知症を“自分ごと”として考え、本人と一緒により良い地域をつくるパートナーを増やしていくため、パートナーの意識醸成につながる取組みを進めます。

また、世田谷版キャラバン・メイト※2 や認知症地域支援推進員※3 等が区民等と協働しながら活動できる環境を整備するとともに、条例の基本理念を理解し、ボランティアとしてともに認知症に関する活動を推進する「世田谷版チームオレンジ」を育てていきます。

※2 世田谷版キャラバン・メイト … 条例の基本理念の普及や計画に基づく地域づくりを推進し、アクション講座を企画・開催する講師役。

※3 認知症地域支援推進員 … 各自治体が進める認知症施策の推進役、また、地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の要役。

## コラム2

### 「アクションチーム」とは…

本人と区民、専門職、企業など地域の様々な人が参加し、地域に根差した活動を創意工夫しながら、職種や立場を超えて継続的に展開していく集まりをいいます。

メンバーの例としては、高齢者等の地域活動団体をはじめ、銀行、郵便局、商店街等の地域で働く方々、学生、図書館、コミュニティカフェ、その他地域にある集いの場の関係者等、様々な人たちが関わります。

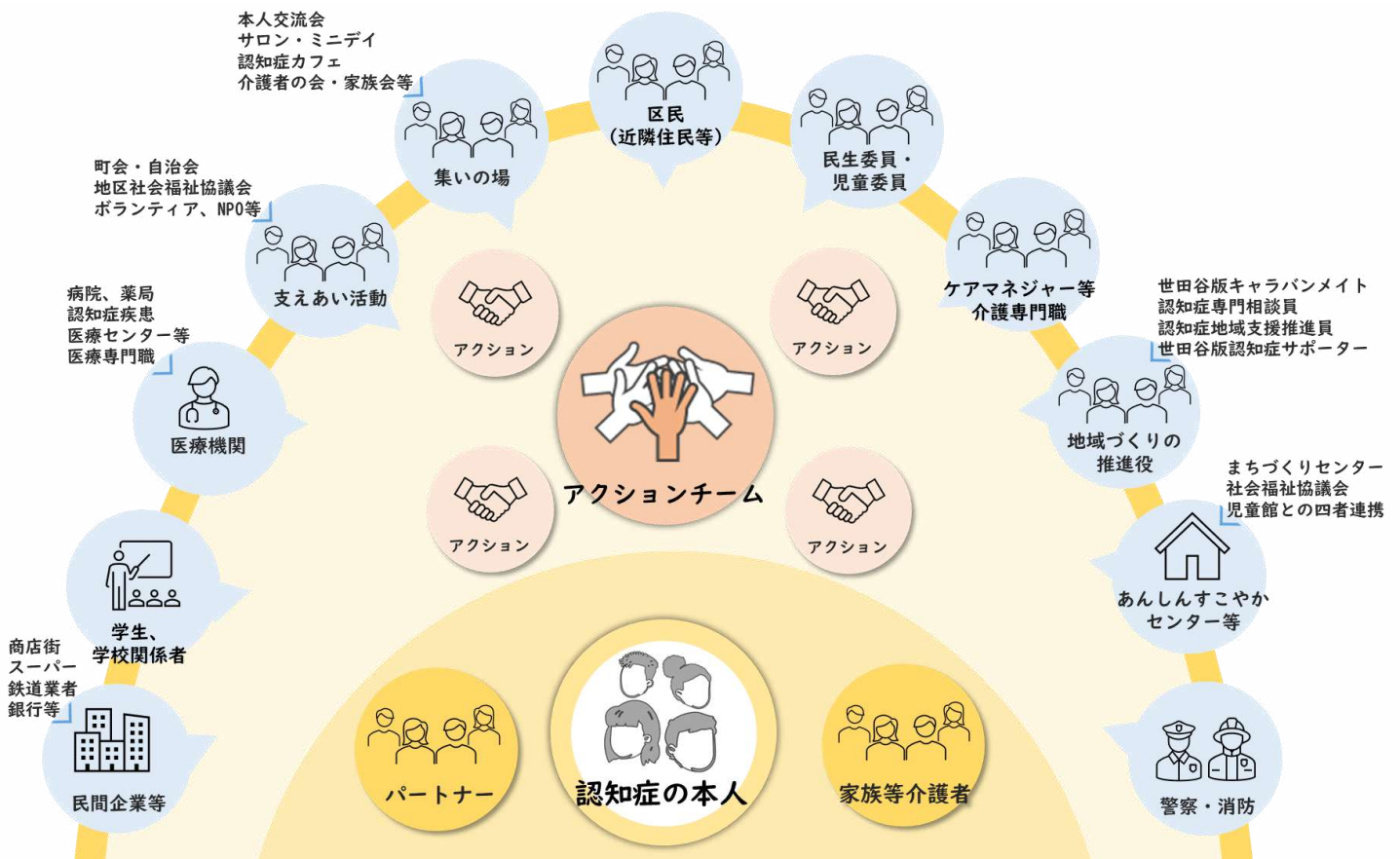
### 「アクションチーム」の活動事例（●●地区）

## 内容調整中

活動風景  
写真①

活動風景  
写真②

# 地域づくりの展開イメージ



区民・地域団体・事業者等が本人とともに協働する地域づくり（アクション）を全区的に展開していくことで、条例の基本理念の実現を目指します。



## 方針 5

# 暮らしと支えあいの継続の推進

【重点テーマ】希望と人権を大切に、暮らしやすい地域をともにつくる

【推進プロジェクト】地域づくりプロジェクト

### (1) 第1期計画の残された課題と新たな視点

- ・もの忘れ相談等、本人が抱えている不安や希望に寄り添う専門職の育成及び医療を含めた相談支援体制を強化する必要があります。
- ・本人の安全・安心な外出を守るセーフティーネットの体制づくりを、引き続き進めていく必要があります。

### (2) 取組みの方向性

- ・もの忘れ相談や診断直後のケア、意思決定支援・権利擁護等、本人及び家族等介護者への関わりや相談支援体制を強化し、併せてセーフティーネットの充実を図ります。

### (3) 主な取組み

#### ① 意思決定支援・権利擁護の推進

認知症初期集中支援チーム事業や専門職によるケアプランの作成等の際、本人の尊厳と権利（人権）を最大限に尊重し、希望を聴きながら意思決定支援を行っていくよう、支援者の意識醸成を図ります。

#### ●取組みにおける行動量

内容	現状値 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症初期集中支援チーム事業 訪問実人数	118人	●人	●人	●人
<b>調整中</b>				

#### ② 身近な相談支援体制の強化

本人及び家族介護者等が気軽に相談できるよう、あんしんすこやかセンターに配置している認知症専門相談員への研修や連絡会を実施する等、もの忘れ相談における専門職等による継続的な支援及び連携体制を強化します。

また、インフォーマルな資源としての地域のつながりや活動の場についても情報提供できるよう、総合的な支援体制づくりを強化します。



### ③ 診断後支援の充実

診断後に襲ってくる不安や、適切な支援を受けられず空白の期間を過ごすことによる、心と身体の不調や状態悪化を防ぐため、本人と接する医療関係者やケアマネジャー等への条例の基本理念の普及や認知症観の転換を図るとともに、本人・家族等介護者への相談支援体制の一層の充実に取り組みます。

### ④ セーフティネットの充実

認知症が疑われる高齢者等の生命・財産を守るため、安全・安心な外出を守る地域づくりや行方不明時の検索ネットワークの強化、虐待、消費者被害防止に向けた情報発信及び連携、成年後見制度の利用促進等を進めます。

### ⑤ 認知症サポート医との連携

地区医師会及び認知症サポート医と連携し、認知症関連事業への協力や適時相談に応じた助言と支援、地域活動への参加等を通じて、本人及び家族等介護者を支える地域医療の充実を図ります。

## 第4章 計画の推進体制

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

# 1 計画の推進体制

## (1) 区の組織

計画に掲げる施策の検討・実施・見直し等にあたっては、介護予防・地域支援課及び条例第17条に規定する世田谷区認知症在宅生活サポートセンターが共同事務局として、本人及び家族等介護者はもとより、医療・介護・福祉関係者等を含む推進役による情報共有・意見交換の場をつくり連携・協働する等、状況に応じた柔軟な推進体制により、区全体で取組みを発展させていきます。

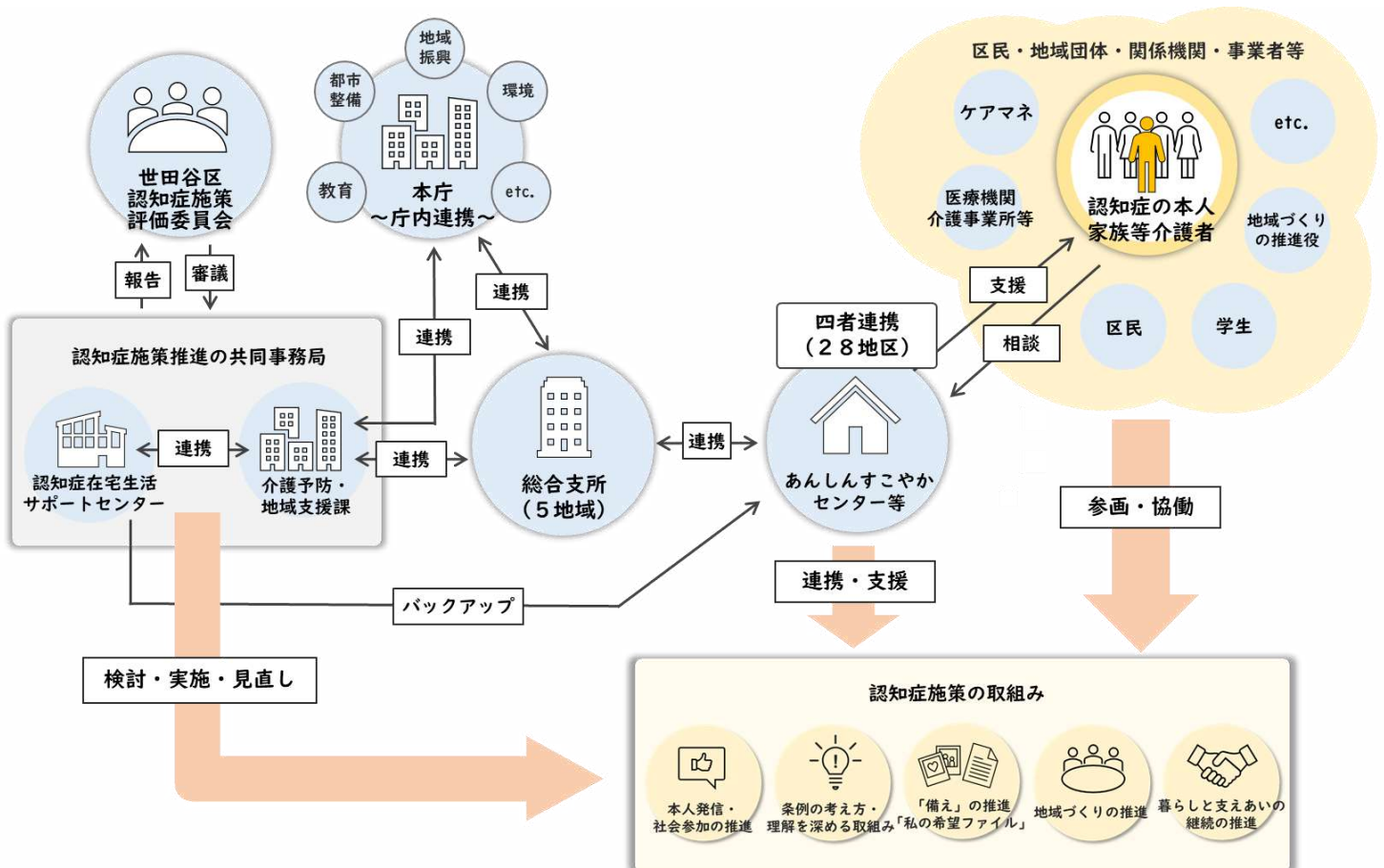
なお、地域づくりの推進においては、区民、地域団体、関係機関、事業者のほか、地域包括ケアの地区展開を行う区内28地区のまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会及び児童館（四者連携）、5地域の総合支所及び本庁の三層構造による推進体制を基本とし、庁内全体で連携・協力して取り組みます。

## (2) 認知症施策評価委員会

条例第18条に基づく区長の附属機関である、世田谷区認知症施策評価委員会にて調査・審議を行います。

また、その調査・審議による評価結果を区の施策に反映させていきます。

認知症施策の総合的な推進体制（イメージ図）



## 2 計画の進行管理

### (1) 施策の評価・検証

計画に基づく各施策の進捗については、世田谷区認知症施策評価委員会等に定期的に報告し、目標達成状況の確認及び評価・検証をしながら、計画の進行管理を行います。併せて、区のお他計画における取組みの進行管理、評価等との整合を図ります。

### (2) 評価・検証の結果等の公表

施策の取組み状況や評価・検証の結果等は、区のおホームページ等で定期的に公表します。

## 第5章 第1期計画の取組み状況と課題

- 1 第1期計画の目標（3年間のマイルストーン）の達成度
- 2 世田谷区認知症在宅生活サポートセンター事業の実施状況
- 3 あんしんすこやかセンター、その他認知症関連事業の実施状況
- 4 各地区における地域づくりの推進状況

# 1 第1期計画の目標（3年間のマイルストーン）の達成度

## (1) 第1期計画の目標（3年間のマイルストーン）（再掲）

プロジェクト	内容	現状値 (令和5年5月)	目標値 (令和5年度末)
情報発信・共有PJ	認知症になってからも自分らしく希望を持って暮らすことができると思う人の割合	2割 (令和4年5月現在)	6割
本人発信・参画PJ	認知症に関わる会議、検討会及び講演会、イベント、シンポジウム、交流会等に本人が参画している割合	ほぼ10割	9割
「私の希望ファイル」PJ	「私の希望ファイル」について話し合うアクションチームの実施、「私の希望ファイル」の更新、充実	調査中	全地区で始動
地域づくりPJ	地域づくりについて話し合うアクションチームの実施	全地区で着手	全地区で始動
	世田谷版認知症サポーターの累計数 (従来のサポーターを含む)	40,358人	53,040人

## (2) 目標の達成状況と課題

### ①情報発信・共有プロジェクト

令和4年5月に実施した世田谷区民意識調査2022によると、「認知症になってからも自分らしく希望を持って暮らすことができると思う人の割合」は20.2%に留まっており、目標の達成に至っていないことから、引き続き、条例の基本理念を多世代に向けて効果的・継続的に発信し、認知症観の転換を進めていく必要があります。

### ②本人発信・参画プロジェクト

これまでに、認知症施策評価委員会や認知症講演会、条例イベント、本人交流会、アクション講座等、様々な機会に本人が参画しており、その割合は概ね10割に達しており、目標を達成できています。引き続き、本人が気軽に参画し、自らの思いや体験を発信する機会の確保に努めるとともに、一人でも多くの本人に参画してもらえよう、事業の実施方法等を工夫していく必要があります。

### ③「私の希望ファイル」プロジェクト

第1期計画期間では、「私の希望ファイル」の在り方や様々なツールの活用方法はもとより、本人が安心して希望を表出できる機会の確保について、検討を重ねてきました。引き続き、「私の希望ファイル」の検討を進めるとともに、区民が取り組みやすい仕組みづくりや周知を行っていく必要があります。

### ④地域づくりプロジェクト

各地区の四者連携会議等において、アクションチームの結成・始動に向けた話し合いが行われ、実際に本人とともにアクションが始まっている地区も生まれてきています。令和4年度末時点で、全ての地区において活動に向けた着手が始まっており、四者連携に留まらず既に住民主体で行われている活動を拡充したアクションが、単発に終わることなく継続して展開できるよう、引き続き支援していく必要があります。

世田谷版認知症サポーターの累計数については、条例の趣旨に沿ったアクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）用テキスト「みんなでアクションガイド」が令和3年度末に完成したため、当初予定よりも養成人数が少なくなりました。今後、あんしんすこやかセンターだけでなく、社会福祉協議会や地域で活動する様々な区民・専門職等がアクション講座を各地区で展開していくとともに、本人も参画したアクションを広げていく必要があります。

## 2 世田谷区認知症在宅生活サポートセンター事業の実施状況

## 3 あんしんすこやかセンター、その他認知症関連事業の実施状況

## 4 各地区における地域づくりの推進状況

調整中

## 第6章 資料編

- 1 条例・施行規則
- 2 計画策定の背景（国・都の動向、計画の策定経過）
- 3 参考資料（各種調査結果、統計資料 等）



# 1 条例・施行規則

## (1) 世田谷区認知症とともに生きる希望条例

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条－第8条）

#### 第2章 基本的施策（第9条－第15条）

#### 第3章 認知症施策の推進に関する体制（第16条－第18条）

#### 第4章 雑則（第19条・第20条）

#### 附則

世田谷区では、世田谷区基本構想で掲げる個人の尊厳を尊重し、認知症とともに自分らしく暮らすことができる地域共生社会を実現するため、福祉の相談窓口におけるもの忘れ相談事業、認知症初期集中支援チーム事業など、先駆的な認知症施策を実施してきました。令和2年4月には、世田谷区立保健医療福祉総合プラザを開設し、その中の世田谷区認知症在宅生活サポートセンターを拠点として認知症施策を総合的に推進しています。

今日、認知症に対する見方が大きく変わってきています。認知症になると「何もわからなくなってしまう」という考え方が一般的でしたが、認知症になってからも、暮らしていくうえで全ての記憶を失うわけではなく、本人の意思や感情は豊かに備わっていることが明らかになってきており、尊厳と希望を持って「自分らしく生きる」ことが可能です。

世田谷区は、自分らしく地域とともに生きていくことができる環境を整え、区に住んできた人を含め、子どもから大人までの全ての区民が、現在及び将来にわたって認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指して、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、認知症とともに生きる人（以下「本人」という。）の権利が尊重され、本人を含む全ての区民が認知症とともに生きる希望を持って暮らすことができるように推進する認知症に係る施策（以下「認知症施策」という。）について、基本となる理念を定め、区の責務、本人を含む区民の参加並びに地域団体、関係機関及び事業者の役割に関する事項を明らかにすることにより、全ての区民が認知症

とともに生きる意識を高め、その備えをし、もって一人ひとりがともに安心して自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある者をいう。
- (3) 地域団体 主に区民で構成される営利を目的としない団体で、区内において活動を行うものをいう。
- (4) 関係機関 医療、介護その他の福祉サービス若しくは生活関連サービスを提供する事業所、教育若しくは法律に関する事業を行う事業所、図書館等の公共の施設又は研究機関その他の認知症に関する事業を行う機関で、区内において活動を行うものをいう。
- (5) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体（関係機関として活動を行うものを含む。）をいう。
- (6) 私の希望ファイル 区民が、認知症になってからも自分らしく暮らし続けるための備えとして、認知症になる前及びなった後における生活に係る自らの思い、希望又は意思を繰り返し書き記す過程及びその文書又は記録をいう。
- (7) 軽度認知障害 正常と認知症との中間の状態をいう。
- (8) あんしんすこやかセンター 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターであり、区内に存するものをいう。

(基本理念)

第3条 認知症施策を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本人一人ひとりが自分らしく生きる希望を持ち、どの場所で暮らしていてもその意思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができる地域を作る。
- (2) 区民、地域団体、関係機関及び事業者（以下「区民等」という。）が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、自主的かつ自発的な参加及び協働により地域との関わりを持つことで、認知症とともにより良く生きていくことができる地域共生社会の実現を図る。

(区の責務)

第4条 区は、基本理念にのっとり、認知症施策を総合的に推進する責務を有する。

2 区は、認知症施策の実施に当たり、常に本人の視点に立ち、本人及びその家族の意見を聴かなければならない。

3 区は、本人が希望を持って暮らしていくことができるよう、地域で支援する体制を区民等と築くとともに、国及び他の地方公共団体と連携してこれに取り組むものとする。

#### (区民の参加)

第5条 区民は、認知症とともに生きることには希望を持ちながら、より良く暮らしていくための備えとして、認知症に関する知識を深め、自らの健康づくりに役立てるため、区、地域団体等の取組に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 区民は、認知症になってからも自分らしくより良く暮らしていくための備えとして、私の希望ファイルに係る取組等を行うよう努めるものとする。

3 区民は、パートナー（本人を理解し、本人とともに歩み、支え合う者をいう。以下同じ。）であるという意識を持つよう努めるものとする。

4 本人は、区民等の認知症に対する理解を深めることができるよう、自らの意思により、自らの体験、考え、意見等をその家族、本人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）その他区民等に発信するよう努めるものとする。

#### (地域団体の役割)

第6条 地域団体は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、住民相互の支え合い及び見守り活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 地域団体は、本人及び家族等が体験したことの情報を自ら発信することができる場及び地域との交流の場を設けることに積極的に取り組むよう努めるものとする。

#### (関係機関の役割)

第7条 関係機関は、本人が自宅、病院、施設などの場所で暮らしていても、その希望及び権利が尊重され、その状態に応じて適時に、かつ、適切なサービスを受けることができるよう、相互間の連携に努めるものとする。

2 関係機関は、本人及び家族等が前項のサービスについて理解することができるよう、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

#### (事業者の役割)

第8条 事業者は、その従業者が認知症とともに生きていくことができる地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めるために必要な教育、研修等を受ける機会を設けるよう努めるとともに、本人に配慮したサービスの提供及び地域との協働に努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

### (区民等の理解の推進)

第9条 区は、区民等が認知症及び地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めることができるよう、学習の機会の提供を積極的に推進するものとする。

2 区は、認知症についての広報活動及び区民等が行う認知症に関する活動に係る情報を共有する機会の充実を図るために必要な施策を実施するものとする。

(認知症への備え等の推進)

第10条 区は、区民が認知症になっても孤立せず、社会参加並びに健康の保持及び増進の機会及び権利が守られるよう、必要な施策を実施するものとする。

(意思決定の支援等)

第11条 区は、本人の意思決定を支援するための方法について継続的に検討するとともに、私の希望ファイルに係る取組等を積極的に支援する。

2 区は、区民等が本人の意思決定を支援するために必要な知識等を得るための学習の機会を設けることその他必要な施策を実施するものとする。

(権利擁護)

第12条 区は、本人の権利利益を保護するため、本人に係る権利の擁護に関する区民等の意識の向上及び行動の啓発を図るとともに、成年後見制度の利用の促進その他の必要な施策を実施するものとする。

(相談体制の充実及びその支援)

第13条 区は、本人及び家族等からの相談に適時に、かつ、適切に対応することができるよう、関係機関と連携し、必要な相談体制の充実を図るものとする。

2 区は、私の希望ファイルの内容の実現に積極的に取り組む地域団体、関係機関及び事業者を支援するものとする。

(医療及び介護等の支援)

第14条 区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で適時に、かつ、適切な生活の支援、医療及び介護その他必要な支援を受けることができるよう、次に掲げる事項に係る施策を実施するものとする。

(1) 認知症（軽度認知障害を含む。）の早期対応及び早期支援

(2) 本人同士の支え合い及び社会参加活動の推進並びに容態に応じた支援

(3) 家族等への支援

(4) 生活の支援と医療及び介護との連携並びに協働体制の充実

(5) 認知症に関する医療及び介護その他の福祉サービスの提供に携わる専門的知識を有する人材及び支援団体の育成及び資質の向上のための研修

(地域づくりの推進)

第15条 区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、見守り活動及び緊急時における支援を行うための体制の整備を推進するものとする。

- 2 区は、多世代の区民が地域の中で協働しながら自主的かつ自発的に行う認知症に対する理解を深めるための活動を支援するものとする。
- 3 区は、本人がより良く暮らしていくための地域づくりに向けた取組が推進されるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、本人及び家族等が体験したこと等についての情報を自ら発信する機会の確保その他必要な施策を実施するものとする。
- 4 区は、本人及び家族等が地域での活動に参加しやすくなり、安心して暮らすことができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、パートナー並びに本人及び家族等に関わるボランティア活動を行う者を育成すること、地域との交流の場を設けることその他必要な施策を実施するものとする。

### 第3章 認知症施策の推進に関する体制

#### (認知症施策の総合的推進)

第16条 区長は、認知症施策を総合的に推進するために、世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「認知症計画」という。）を定めるものとする。

- 2 区長は、認知症計画を定めるに当たっては、あらかじめ第18条に規定する評価委員会の意見並びに本人及びその家族の意見を聴かなければならない。

#### (世田谷区認知症在宅生活サポートセンター)

第17条 認知症計画に基づく主な施策は、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例（平成30年10月世田谷区条例第61号）第1条の規定に基づき設置する世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内の世田谷区認知症在宅生活サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）を拠点として行う。

- 2 区長は、サポートセンターにおいて認知症施策に係る事業を行うに当たっては、福祉の相談窓口であるあんしんすこやかセンター、まちづくりセンター及び社会福祉協議会と連携して、これを行うものとする。

- 3 サポートセンターで行う事業に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (世田谷区認知症施策評価委員会)

第18条 認知症施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区認知症施策評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

- 2 評価委員会は、第16条第2項の規定による区長の諮問に応じ、認知症計画について調査審議し、区長に対して意見を述べるものとする。
- 3 評価委員会は、本人及び認知症施策に関し深い理解、識見等を有する者のうちから区長が委嘱する委員30名以内をもって組織する。
- 4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 評価委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

6 評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 雑則

##### (財政上の措置)

第19条 区は、認知症施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

##### (委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

## (2) 世田谷区認知症とともに生きる希望条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区認知症とともに生きる希望条例（令和2年9月世田谷区条例第45号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(私の希望ファイル)

第3条 私の希望ファイルに書き記す生活に係る自らの思い、希望又は意思の内容は、認知症になる前の経験、認知症になった後の支援等に関するものとする。

(サポートセンターで行う事業の内容)

第4条 サポートセンターで行う事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 認知症に関する医療及び介護その他の福祉サービスの提供に携わる専門職（以下「専門職」という。）が本人の居宅を訪問し、本人の在宅生活の支援を行うこと。
- (2) 家族等への支援を行うこと。
- (3) 認知症に関する知識の普及及び啓発並びに情報発信を行うこと。
- (4) 専門職の技術の向上を図るための指導及び助言並びに地域団体、関係機関及び事業者間の連携の強化を図ること。
- (5) 専門職並びに本人及び家族等に関わるボランティア活動を行う者を育成すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長がサポートセンターで行うことが適当であると認めること。

(サポートセンターで行う事業の実施日時)

第5条 サポートセンターで行う事業は、次に掲げる日以外の日の午前8時30分から午後5時までの間にこれを行うものとする。ただし、講演会等を実施する場合その他区長が必要と認めた場合においては、この限りでない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(評価委員会の委員)

第6条 評価委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。

- (1) 本人 4名以内
- (2) 認知症施策に関し深い理解、識見等を有する者 26名以内

(評価委員会の委員長及び副委員長)

第7条 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長がこれを指名する。
- 4 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員長及び副委員長が共に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(評価委員会の会議)

第8条 評価委員会は、委員長がこれを招集する。

- 2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 評価委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(評価委員会の部会)

第9条 評価委員会は、認知症計画に係る調査審議を効率的に行うため又は認知症に関する専門的事項を調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 前2項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(委員の守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(評価委員会の庶務)

第11条 評価委員会の庶務は、高齢福祉部介護予防・地域支援課において処理する。

(委任)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。



## 2 計画策定の背景（国・都の動向、計画の策定経過）

### （1）国の動向

国内の認知症の人は年々増加傾向にあり、厚生労働省の研究で令和7年（2025年）には約700万人になると推計されています。

このような状況の中、令和元年に取りまとめた「認知症施策推進大綱」以来、4年ぶりとなる5年6月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することとしました。

認知症基本法では、「認知症の人に関する国民の理解の増進」のほか「認知症バリアフリーの推進」、「社会参加の機会確保」、「意思決定支援及び権利利益の保護」、「保健医療及び福祉サービスの提供体制の整備」、「相談体制の整備」等を基本的施策として掲げるとともに、国民に対し、「共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める」ことが明記されました。

国は今後、内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置し、認知症施策推進基本計画を策定するとともに、都道府県・区市町村に対しても、認知症の人及び家族等の意見を聴き、それぞれ計画を策定することを努力義務としています。

### （2）都の動向

東京都における高齢化率は総人口がピークを迎える令和7年（2025年）には23.0%、約1,417万人にも上り、そのうち65歳以上の認知症高齢者は約55万人、また、見守りや支援が必要な人は約41万人と推計されています。

このような状況の中、都は、令和3年3月に策定した「未来の東京」戦略に基づき、認知症に向き合い、「共生」と「予防」両面の対策を進めることとし、家族も含め、尊厳と希望を持ちながら、認知症と共生していくことができる環境を整えるとともに、認知症予防に向けた研究を進めています。

「共生」を推進するための事業として、「認知症の容態に応じた適時・適切な支援の提供」のほか、「認知症の人と家族を支える人材の育成」、「認知症の人と家族を支える地域づくり」を柱に、区市町村における認知症普及啓発の取組みを支援しています。

また、認知症の進行を遅らせる支援として、介護予防・フレイル予防や介護サービス事業所等への日本版BPSDケアプログラムの普及を行っているほか、AIを活用した認知症研究事業等を実施しています。

### (3) 区のこれまでの認知症施策の取組み

世田谷区では、高齢化の進展に伴い、増加する認知症高齢者への施策の充実に向け、平成21年度に地域福祉部を設置、介護予防・地域支援課において、認知症施策の担当所管を新設しました。認知症高齢者や家族の相談・支援体制を構築するため、区内28か所の身近な地区に設置しているあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）に、「もの忘れ相談窓口」を開設し、認知症に関する相談・支援機能を強化するとともに、認知症に関する地域の区民や支援機関をつなぐまとめ役（コーディネーター）として「認知症専門相談員」を1名ずつ配置しました。

平成24年度に、地区医師会の協力のもと医師と個別に相談できる「もの忘れチェック相談会」事業を開始、平成25～26年度の2か年をモデル事業として、看護師や医師等の専門職が定期訪問し支援する「認知症初期集中支援チーム事業」に取り組み、平成27年度から本格実施するなど、認知症の在宅支援の充実に取り組んできました。

平成25年11月、認知症になってからも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることができる地域社会の実現に向け、「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター構想」を策定しました。この構想の中で、認知症の早期対応体制の確立や、医療と福祉の連携推進、医療・介護の専門職の実務的な支援能力の向上、家族支援の充実等、区における認知症在宅支援施策の構築を進めていくための専門的かつ中核的な役割を果たす拠点として、令和2年4月に世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内に「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター」を開設しました。

その後、「認知症の本人を含む全ての区民が自分らしく生きる希望を持ち、本人の意思と権利が尊重され、安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現」を目指して、同年10月、「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」を施行し、条例の推進計画として、翌令和3年3月、「(第1期)世田谷区認知症とともに生きる希望計画」を策定しました。令和3年度以降は、条例・計画に基づき、認知症観の転換や本人発信・参画、地域づくり（アクション）等、認知症施策を総合的に推進しています。

年度	世田谷区の取組み	参考（国の施策）
H18 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）統括、介護予防事業を所管する「介護予防課」新設</li> <li>・認知症サポーター養成講座開始</li> <li>・認知症講演会開始</li> </ul>	介護保険制度における地域支援事業開始
H21 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「介護予防・地域支援課」新設、「認知症対策担当係」設置</li> <li>・地域包括支援センターに「もの忘れ相談窓口」開設、「認知症専門相談員」配置</li> <li>・認知症家族会、認知症高齢者の家族のための心理相談開始</li> </ul>	

年度	世田谷区取り組み	参考（国の施策）
H22 (2010)	・認知症高齢者見守り訪問看護事業開始（～H24）	
H23 (2011)	・地区高齢者見守りネットワーク開始 （モデル地区2か所） ・認知症サポーターステップアップ講座開始 ・「介護者の会・家族会一覧」の作成・配布	
H24 (2012)	・（仮称）認知症在宅支援センター構想等検討委員会設置 ・もの忘れチェック相談会事業開始 ・医師による認知症専門相談事業開始	認知症施策推進5か 年計画（オレンジプ ラン）策定
H25 (2013)	・認知症初期集中支援チーム事業モデル実施 ・「認知症在宅生活サポートセンター構想」策定	
H26 (2014)	・「認知症在宅生活サポート室準備担当」設置	
H27 (2015)	・「認知症施策評価委員会」設置	認知症施策推進総合 戦略（新オレンジプ ラン）策定
H28 (2016)	・「認知症在宅生活サポート室」設置（区直営） ・もの忘れチェック相談会事業における地区型・啓発型 試行開始 ・認知症当事者のための社会参加型プログラム開発事業 開始（～H30）	
H29 (2017)	・プロポーザル方式による「認知症在宅生活サポートセ ンター」運営業務委託事業者選定	
H30 (2018)	・「認知症在宅生活サポート室」運営業務委託開始 （区との併行運営） ・「認知症カフェハンドブック」作成・配布 ・認知症サポーターフォローアップ講座開始	
R 1 (2019)	・認知症本人交流会開始 ・「認知症とともに生きる希望条例」制定に向けた検討開始、 「条例検討委員会」設置	認知症施策推進大綱 策定（認知症になっ ても希望を持って日 常生活を過ごす社会 の実現を目指す）
R 2 (2020)	・世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内に「認知症在宅 生活サポートセンター」開設 ・認知症在宅生活サポートセンターホームページ開設 ・機関誌「にんさぽだより」発行 ・「認知症とともに生きる希望条例」施行 ・条例施行に伴い、条例検討委員会廃止 ・条例に基づく区長の附属機関として、改めて「認知症 施策評価委員会」設置 ・条例制定記念シンポジウム開催 ・「（第1期）認知症とともに生きる希望計画」策定	

年度	世田谷区の取組み	参考（国の施策）
R 3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）用テキスト「世田谷 認知症とともに生きる みんなでアクションガイド」作成</li> <li>・本人発信（メッセージ）動画制作、上映</li> <li>・条例施行1周年記念イベント開催</li> <li>・アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）試行実施</li> <li>・パイロット地区（3地区）によるアクションチーム活動開始</li> </ul>	
R 4 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）の本格実施</li> <li>・全28地区においてアクション着手</li> <li>・条例施行2周年記念イベント開催</li> <li>・認知症ケアパス（認知症あんしんガイドブック）改訂作業開始</li> <li>・アクション講座受講の証（ノベルティ）（クリアファイル）作成</li> <li>・プロポーザル方式による「認知症在宅生活サポートセンター」運営業務委託事業者選定</li> </ul>	
R 5 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診断後支援・本人参画に向けた本人同士をつなぐ仕組みづくり</li> <li>・全28地区においてアクション始動</li> <li>・条例施行3周年記念イベント開催</li> <li>・子ども向けアクション講座用資材作成</li> <li>・認知症あんしんガイドブック（認知症ケアパス）改訂</li> <li>・「第2期認知症とともに生きる希望計画」策定</li> </ul>	<p>共生社会の実現を推進する認知症基本法成立（認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる共生社会の実現を推進）</p>

#### (4) 計画策定に向けた検討経過

開催日	内 容
令和5年 3月15日	令和4年度第3回世田谷区認知症施策評価委員会（本人1名参加） ・次期計画の策定に伴う部会の設置について
5月23日	令和5年度第1回世田谷区認知症施策評価委員会にかかる部会 （第1回次期計画策定検討部会）（本人1名参加） ・次期計画策定にあたっての考え方 骨子（案）について
5月30日	第1回庁内検討委員会（書面開催） ・次期計画素案たたき台（案）について
6月26日	令和5年度第1回世田谷区認知症施策評価委員会（本人●名参加） ・次期計画の策定について（諮問） ・次期計画策定にあたっての考え方について（中間まとめ）

世田谷区認知症施策評価委員会名簿（令和4年10月1日～令和6年9月30日）

	区分	氏名	職（所属）等
1	本人	澤田佐紀子	認知症体験者、元美術講師
2	本人	貫田直義	認知症体験者、テレビ東京アメリカ元社長、元テレビ東京プロデューサー
3	学識経験者	大熊由紀子	国際医療福祉大学大学院教授
4	学識経験者	村中峯子	宮城大学看護学群准教授
5	学識経験者	田中富美子	弁護士、世田谷区社会福祉協議会成年後見センター事例検討委員会副委員長
6	学識経験者	永田久美子	認知症介護研究・研修東京センター研究部部长
7	学識経験者	西田淳志	(公財) 東京都医学総合研究所社会健康医学研究センター長
8	専門医	新里和弘	都立松沢病院認知症疾患医療センター認知症専門医
9	専門医	長谷川幹	世田谷公園前クリニック名誉院長
10	地区医師会	山形邦嘉	(社)世田谷区医師会理事 (R5.6～交代予定)
11	地区医師会	山口潔	(社)玉川医師会理事
12	地区歯科医師会	萩原正秀	(公社)世田谷区歯科医師会担当理事
13	地区歯科医師会	米山ゆき子	(公社)玉川歯科医師会担当理事
14	地区薬剤師会	佐伯孝英	(社)世田谷薬剤師会監事
15	地区薬剤師会	橋元晶子	(社)玉川砧薬剤師会理事
16	区民	小池宗和	世田谷区民生委員児童委員協議会副会長 (R4.12～)
17	区民	高橋和夫	世田谷区町会総連合会副会長 (R5.6～)
18	区民	小塚千枝子	世田谷区商店街連合会常任理事
19	家族会	高橋聡子	在宅介護家族の会「フェロー会」代表
20	地域団体	中澤まゆみ	認知症カフェ多職種ケアネットワーク「せたカフェ」代表、福祉ジャーナリスト
21	地域団体	岡崎克美	世田谷区社会福祉協議会副会長
22	介護保険事業者等	徳永宣行	世田谷区介護サービスネットワーク代表
23	介護保険事業者等	相川しのぶ	世田谷区ケアマネジャー連絡会会長
24	介護保険事業者等	浜山亜希子	喜多見あんしんすこやかセンター管理者
25	介護保険事業者等	遠矢純一郎	世田谷区認知症在宅生活サポートセンター代表

世田谷区認知症施策評価委員会にかかる部会  
 (次期希望計画策定検討部会) 委員名簿

	区分	氏名	職(所属)等
1	本人	貫 田 直 義	認知症体験者、テレビ東京アメリカ元社長、 元テレビ東京プロデューサー
2	学識経験者	大 熊 由 紀 子	国際医療福祉大学大学院教授
3	学識経験者	永 田 久 美 子	認知症介護研究・研修東京センター研究部部長
4	学識経験者	西 田 淳 志	(公財) 東京都医学総合研究所社会健康医学研究 センター長
5	専門医	長 谷 川 幹	世田谷公園前クリニック名誉院長
6	地域団体	中 澤 ま ゆ み	認知症カフェ多職種ケアネットワーク 「せたカフェ」代表、福祉ジャーナリスト
7	地域団体	岡 崎 克 美	世田谷区社会福祉協議会副会長
8	介護保険事業者等	浜 山 亜 希 子	喜多見あんしんすこやかセンター管理者

### 3 参考資料（各種調査結果、統計資料 等）

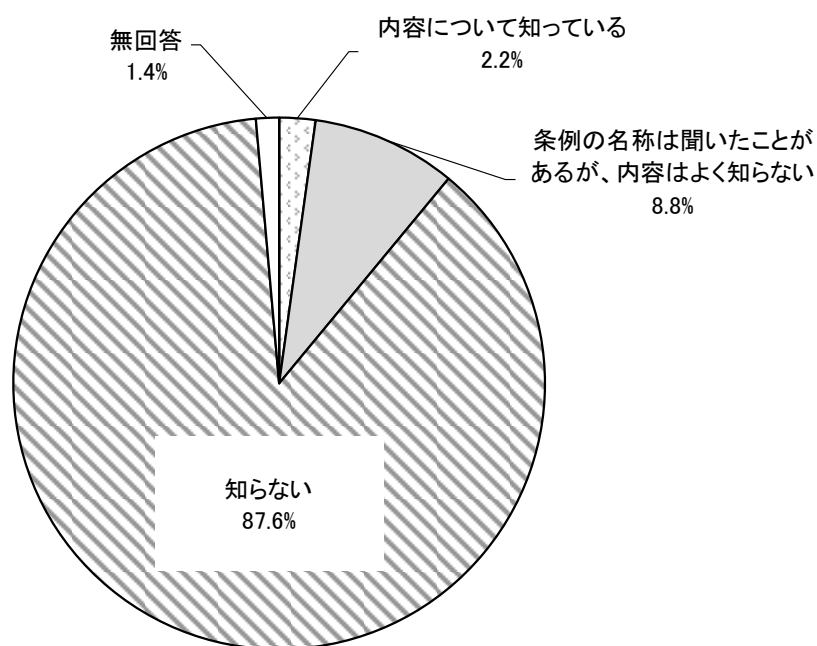
#### (1) 各種調査結果

##### ①世田谷区民意調査結果（令和4年度）

##### I. 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」の認知度

◎ 「知らない」方は9割近く

問 区では、一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、世田谷を目指して、令和2年10月に「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」を施行しました。あなたは、この条例を知っていますか。（〇は1つ）

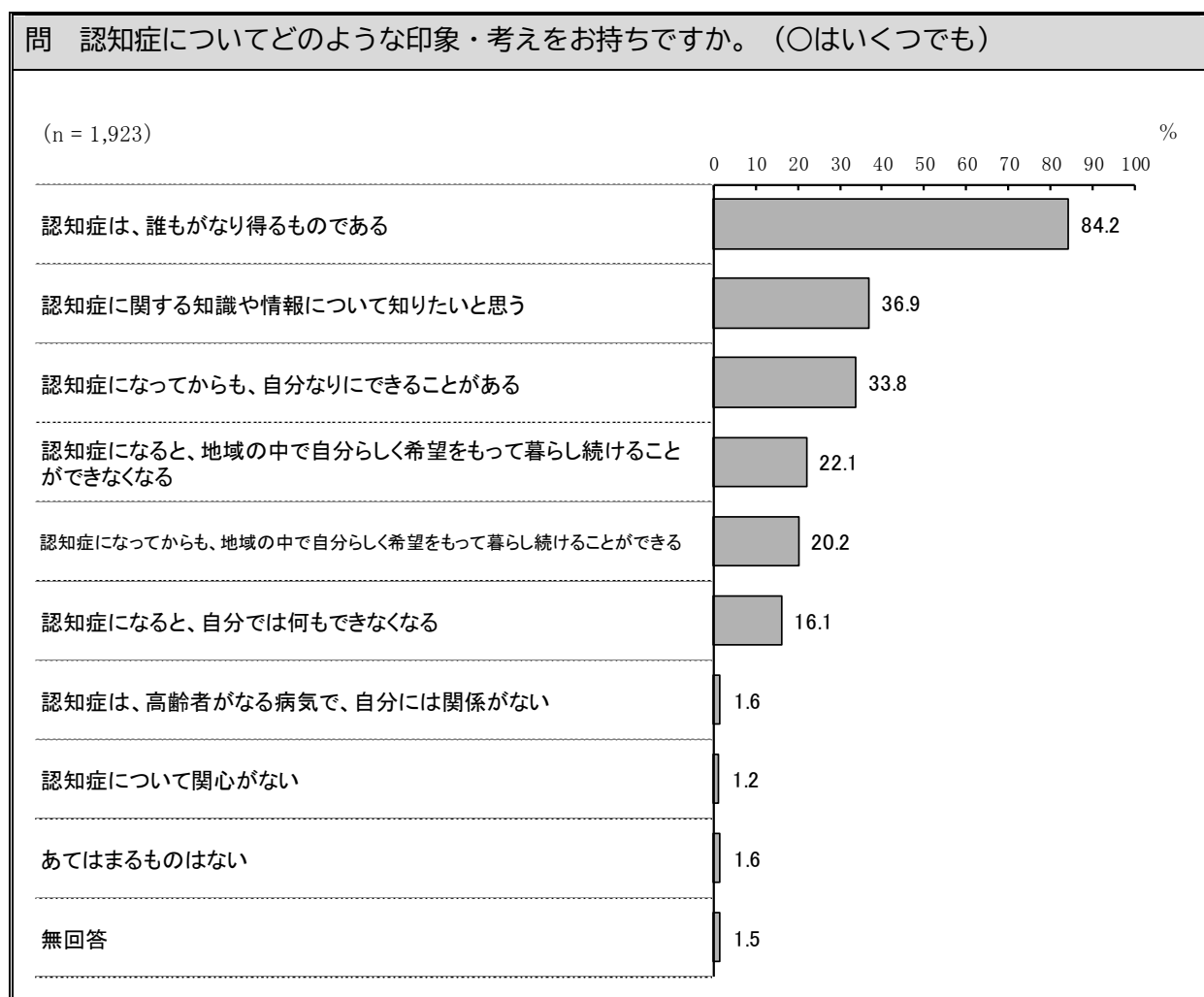


「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」の認知度を聞いたところ、「知らない」（87.6%）が9割近くと最も高く、「条例の名称は聞いたことがありますが、内容はよく知らない」（8.8%）、「内容について知っている」（2.2%）と続いています。



## Ⅱ. 認知症についての印象

◎「認知症は、誰もがなり得るものである」と考えている方が8割半ば



認知症についてどのような印象・考えを聞いたところ、「認知症は、誰もがなり得るものである」(84.2%)が8割半ばと最も高く、「認知症に関する知識や情報について知りたいと思う」(36.9%)、「認知症になってからも、自分なりにできることがある」(33.8%)、「認知症になると、地域の中で自分らしく希望をもって暮らし続けることができなくなる」(22.1%)、「認知症になってからも、地域の中で自分らしく希望をもって暮らし続けることができる」(20.2%)と続いています。

②世田谷区高齢者ニーズ調査結果（令和4年度）

I. 認知症に関する相談窓口の認知度

問 認知症に関する相談窓口を知っていますか。

認知症に関する相談窓口について知っているかをたずねたところ、全体では「いいえ」が67.3%となっています。

性別で見ると、「いいえ」の割合は、女性よりも男性の方が7.5ポイント高くなっています。

■図表 認知症に関する相談窓口の認知度：性別・年代別

区分	回答者数 (件)	はい	いいえ	無回答
全体	4,722 100.0	1,043 22.1	3,176 67.3	503 10.7
男性	1,898 100.0	371 19.5	1,362 71.8	165 8.7
女性	2,620 100.0	640 24.4	1,684 64.3	296 11.3
65～69歳	862 100.0	224 26.0	583 67.6	55 6.4
70～74歳	1,104 100.0	250 22.6	761 68.9	93 8.4
75～79歳	914 100.0	202 22.1	632 69.1	80 8.8
80～84歳	789 100.0	181 22.9	500 63.4	108 13.7
85～89歳	558 100.0	98 17.6	385 69.0	75 13.4
90歳以上	393 100.0	72 18.3	252 64.1	69 17.6

## II. 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」の認知度

問 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」を知っていますか。

「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」の認知度について、A調査全体では、「知らない」が72.9%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」が16.3%、「内容について知っている」が1.7%となっている。

性別にみると、「知らない」は、女性よりも男性の方が7.8ポイント高くなっています。

■図表 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」の認知度：性別・年代別

区分	回答者数 (件)	内容について知 っている	聞いたことはあ るが、内容はよく 知らない	知らない	無回答
全 体	4,722 100.0	81 1.7	769 16.3	3,444 72.9	428 9.1
男性	1,898 100.0	21 1.1	262 13.8	1,479 77.9	136 7.2
女性	2,620 100.0	57 2.2	477 18.2	1,836 70.1	250 9.5
65～69歳	862 100.0	21 2.4	104 12.1	698 81.0	39 4.5
70～74歳	1,104 100.0	13 1.2	171 15.5	848 76.8	72 6.5
75～79歳	914 100.0	16 1.8	159 17.4	663 72.5	76 8.3
80～84歳	789 100.0	17 2.2	169 21.4	512 64.9	91 11.5
85～89歳	558 100.0	8 1.4	92 16.5	395 70.8	63 11.3
90歳以上	393 100.0	3 0.8	64 16.3	266 67.7	60 15.3

### Ⅲ. 認知症についての印象

問 認知症についてどのような印象・考えをお持ちですか。

認知症の印象・考えについて、A調査全体では、「認知症は、誰もがなり得るものである」が78.4%と最も高く、次いで「認知症になってからも、自分なりにできることがある」が45.0%、「認知症に関する知識や情報について知りたいと思う」が35.9%となっています。

性別でみると、「認知症に関する知識や情報について知りたいと思う」は、男性よりも女性の方が10.8ポイント高くなっています。

■図表 認知症の印象・考え：性別・年代別

区分	回答者数(件)	認知症は、誰もがなり得るものである	認知症は、自分には関係がない	認知症になってからも、自分なりにできることがある	認知症になると、自分では何もできなくなる	認知症になってからも、地域の中で自分らしく希望をもって暮らし続けることができる	認知症になると、地域の中で自分らしく希望をもって暮らし続けることができなくなる	認知症に関する知識や情報について知りたいと思う	認知症について関心がない	あてはまるものはない	その他	無回答
全体	4,722 100.0	3,700 78.4	94 2.0	2,126 45.0	494 10.5	1,412 29.9	740 15.7	1,694 35.9	86 1.8	70 1.5	62 1.3	408 8.6
男性	1,898 100.0	1,551 81.7	46 2.4	746 39.3	226 11.9	484 25.5	302 15.9	566 29.8	52 2.7	31 1.6	20 1.1	136 7.2
女性	2,620 100.0	2,015 76.9	43 1.6	1,307 49.9	247 9.4	890 34.0	410 15.6	1,064 40.6	29 1.1	35 1.3	42 1.6	231 8.8
65～69歳	862 100.0	734 85.2	16 1.9	384 44.5	79 9.2	272 31.6	137 15.9	296 34.3	13 1.5	11 1.3	12 1.4	40 4.6
70～74歳	1,104 100.0	920 83.3	10 0.9	526 47.6	111 10.1	345 31.3	166 15.0	359 32.5	15 1.4	17 1.5	11 1.0	64 5.8
75～79歳	914 100.0	731 80.0	12 1.3	436 47.7	104 11.4	313 34.2	167 18.3	359 39.3	14 1.5	14 1.5	14 1.5	70 7.7
80～84歳	789 100.0	605 76.7	19 2.4	367 46.5	79 10.0	224 28.4	123 15.6	322 40.8	12 1.5	8 1.0	8 1.0	83 10.5
85～89歳	558 100.0	388 69.5	12 2.2	235 42.1	65 11.6	151 27.1	78 14.0	210 37.6	14 2.5	7 1.3	14 2.5	73 13.1
90歳以上	393 100.0	257 65.4	22 5.6	148 37.7	46 11.7	88 22.4	56 14.2	120 30.5	13 3.3	11 2.8	3 0.8	56 14.2

(2) 統計資料

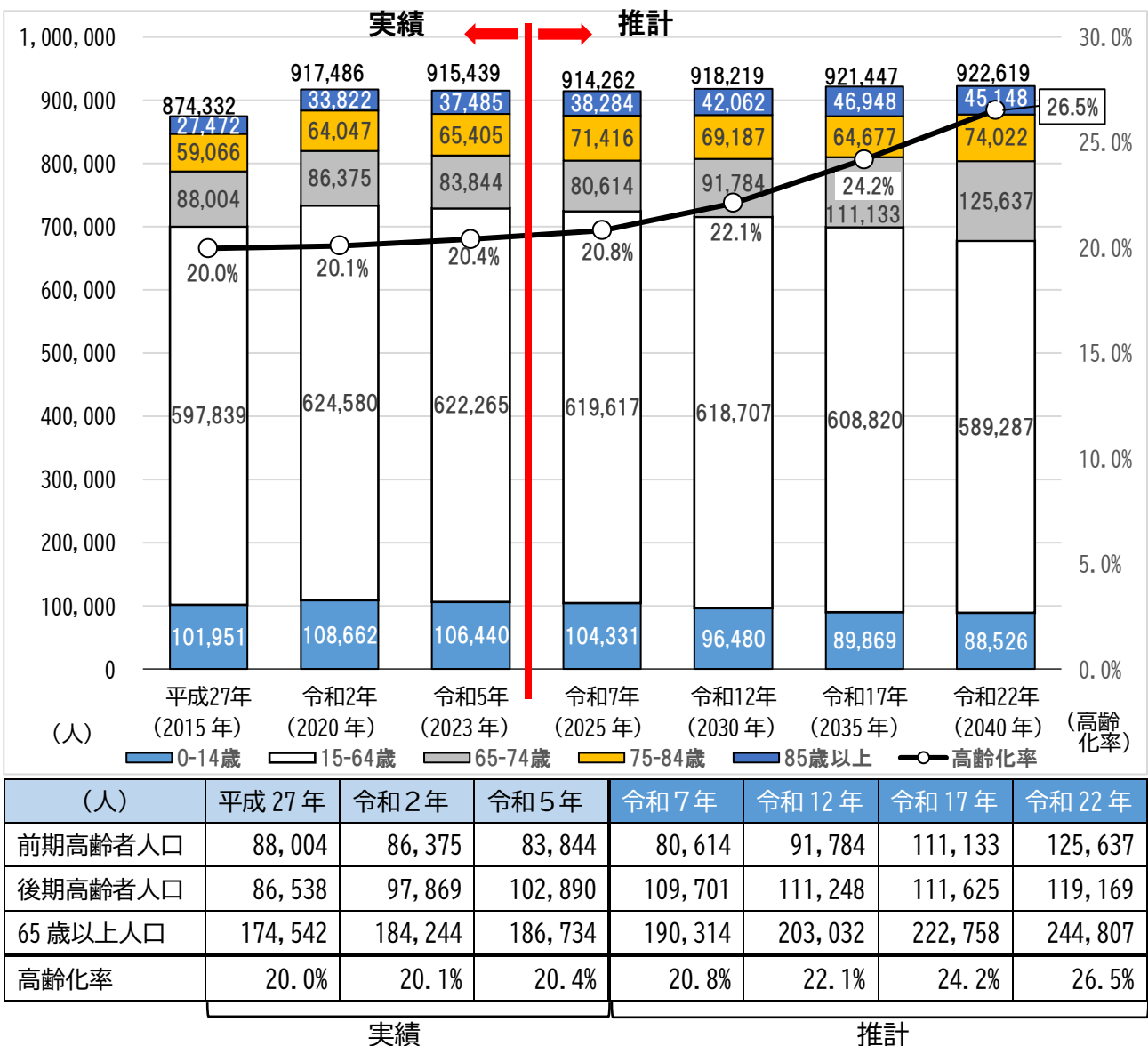
① 高齢者人口の推移と将来人口推計

国は、全国的に総人口が減少していく中、高齢者の占める割合は今後も増加していくと推計しています。

世田谷区の総人口は、これまで増加傾向にありましたが、令和4年に減少に転じました。今後は一時的には回復するものの、これまでのような右肩上がりの人口増加は見込めないと推計されています。また、高齢者人口と高齢化率は、微増傾向で推移しており、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）においても現在の水準が維持されることが見込まれています。

その先の、団塊ジュニア世代が高齢者になる令和22年（2040年）を見据えると、高齢者人口が引き続き増加する一方で64歳未満の人口が減少し、高齢化率の増加が見込まれています。平成27年に20.0%（75歳以上9.9%）、令和5年に20.4%（同11.2%）であった高齢化率が令和22年（2040年）には26.5%（同12.9%）まで増加することが推計されています。

■ 図表 高齢者人口等の推移・推計 出典：住民基本台帳、世田谷区将来人口推計（令和4年7月）

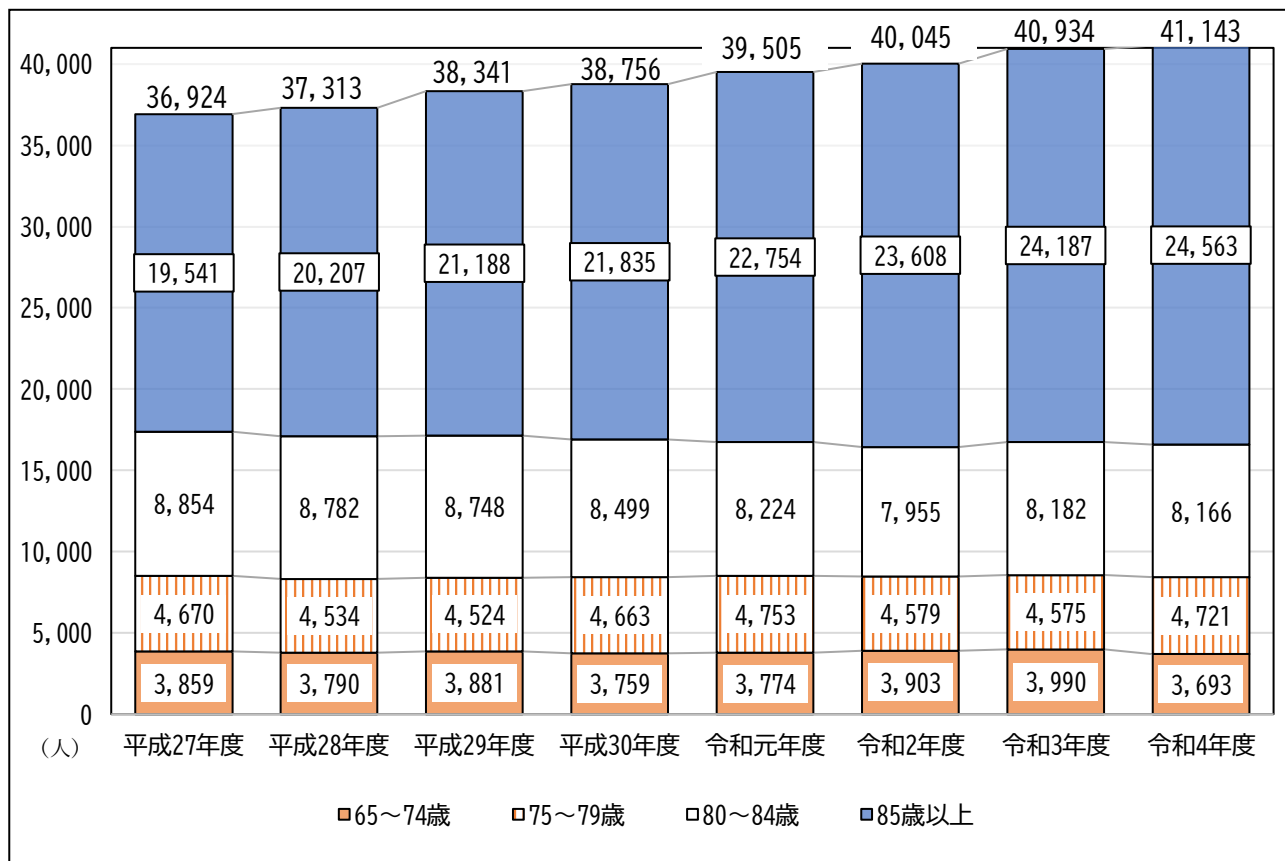


## ②要介護認定の状況

介護保険の要介護（要支援）認定者は、増加し続けており、令和4年度には41,100人を超えています。80歳を超えると要介護認定者数が増加、認定率も高くなります。

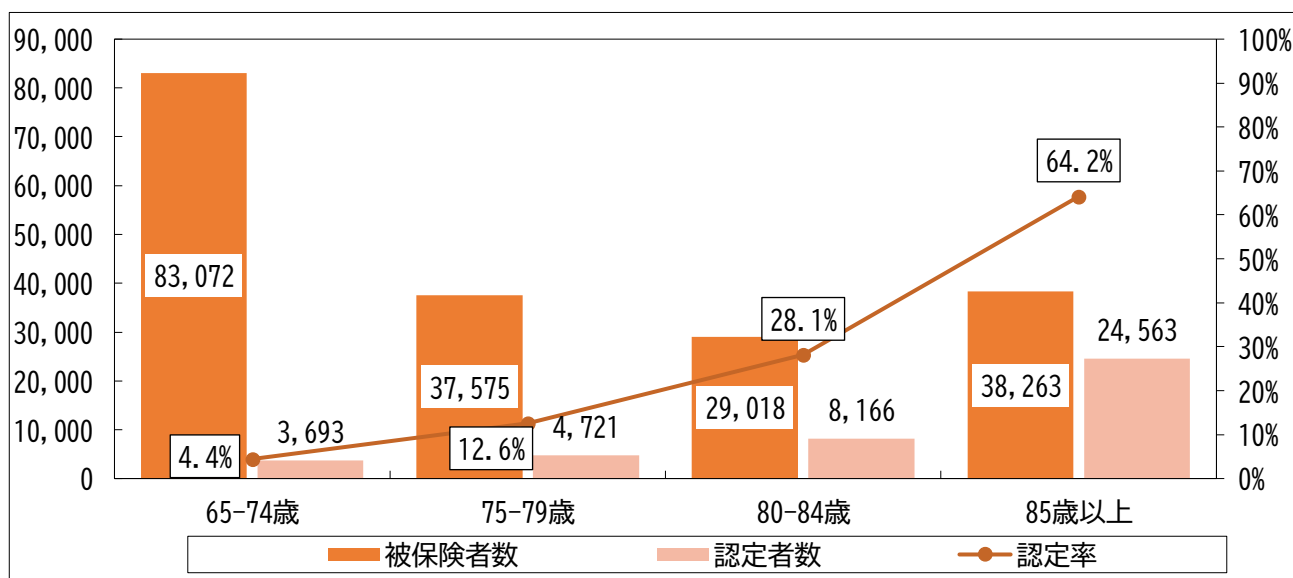
また、介護保険の要介護認定調査において、令和4年度の認知症の日常生活自立度の判定がⅡ（※）以上の方の人数は、平成27年度から約3,300人増加しています。

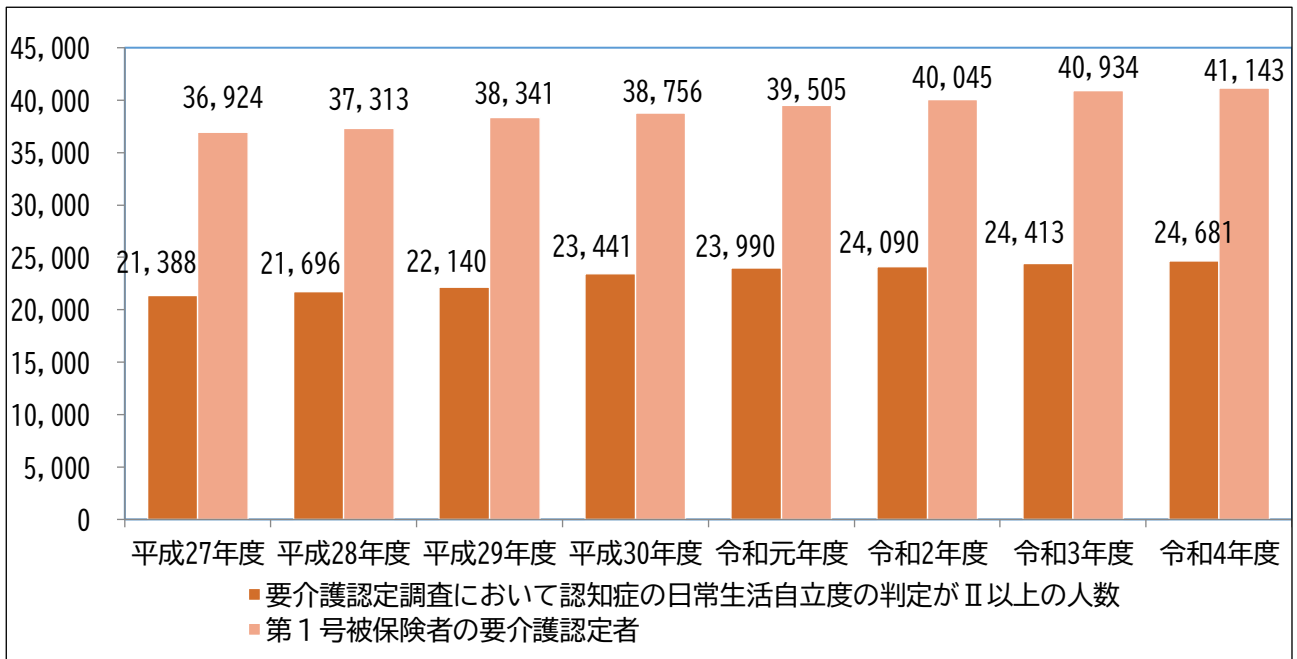
■図表 年齢階層別の認定者数の推移 出典：介護保険事業の実施状況（令和4年度）



■図表 第1号被保険者の年齢階層人数・認定者数、出現率

出典：介護保険事業の実施状況（令和4年度）





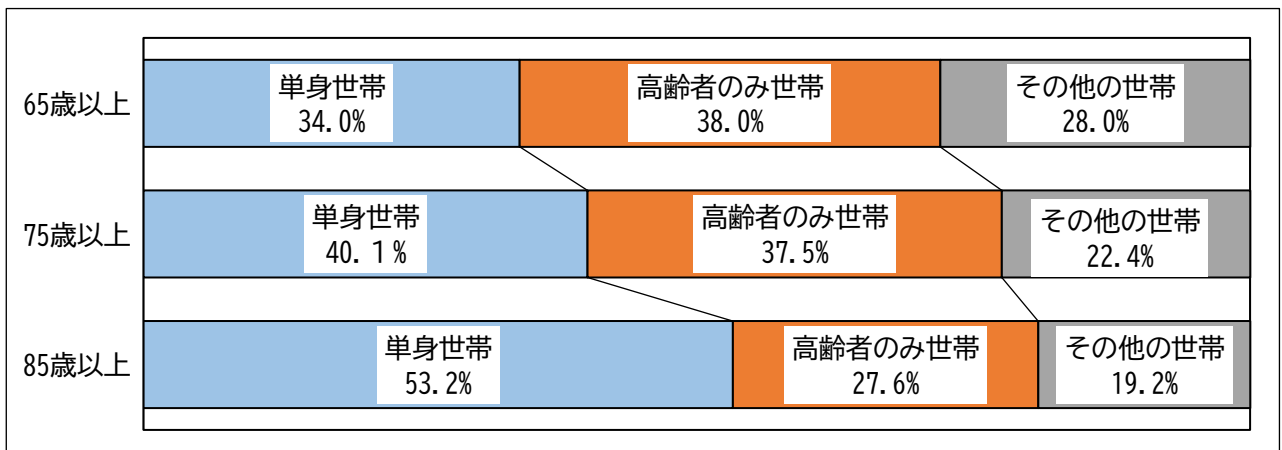
※日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態。また、たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理等それまでにできたことにミスが目立つ等の症状が見られる状態。

#### ④高齢者世帯の状況

高齢者の世帯状況をみると、ひとり暮らしの人が34.0%、高齢者のみ世帯の人が38.0%を占めており、合わせて72%の方が高齢者だけで暮らしています。

■図表 高齢者世帯の状況 出典：住民基本台帳（令和5年4月現在）

	総人口	単身世帯		高齢者のみ世帯		その他の世帯	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
65歳以上人口	186,917人	63,542人	34.0%	71,005人	38.0%	52,370人	28.0%
75歳以上人口	103,959人	41,703人	40.1%	38,954人	37.5%	23,302人	22.4%
85歳以上人口	37,781人	20,113人	53.2%	10,429人	27.6%	7,239人	19.2%

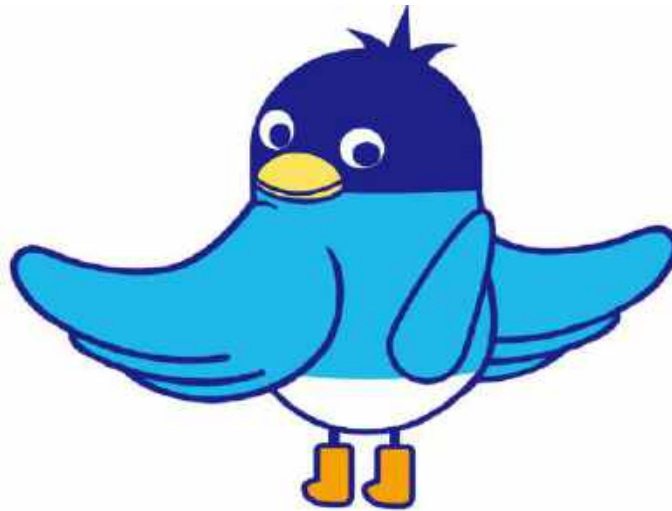




～令和5年度 地域づくりプロジェクト～

# 地区のアクション報告

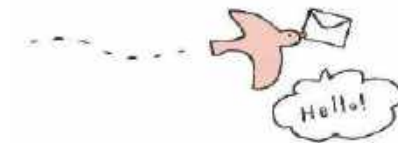
※一部抜粋





# 地区の取組み状況

※一部抜粋



## (1) 上町地区



- 令和4年度に実施したアクション講座で参加を募り、賛同してくれた多方面に渡る有志と一緒にアクションチームミーティングを四者連携で開始。  
やりたい事を出し合い、音読や朗読会、多世代交流の場づくり、認知症カフェの立ち上げなど、熱く意見を交わし準備中です。

## (2) 下馬地区

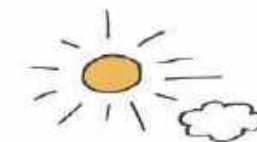


- 事業で関わった当事者の「麻雀がやりたい!」という声から始まった健康麻雀。当事者・家族と一緒に準備を重ね、本格スタート。現在、試行錯誤しながら月1回定期開催中。麻雀パイの音を聞くと、心が躍り、会話も弾みます。

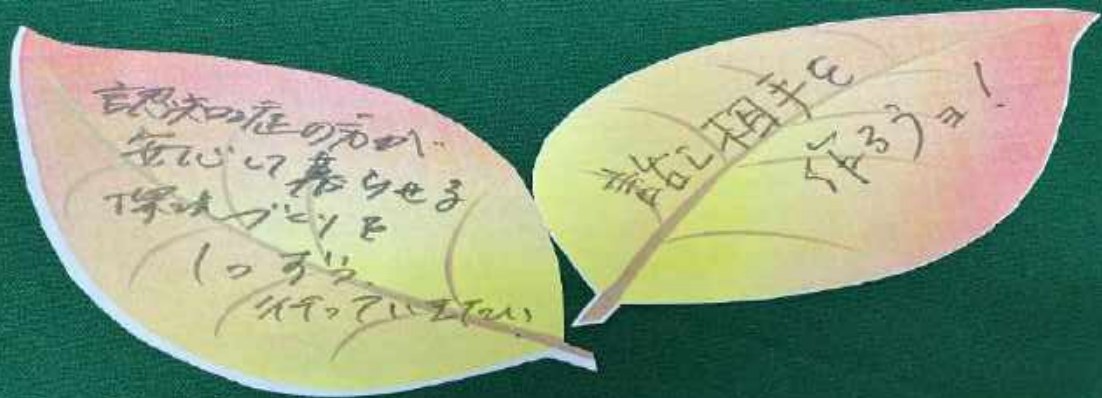


# 地区の取組み状況

※一部抜粋



## (3) 梅丘地区



- 認知症の家族を介護している男性介護者の会「ぴあエール」でアクション講座を実施。  
自分にできることを出し合う中で、「認知症の本人の思いを聞いてみよう」、「本人がしたい事は何だろう」…と話題に。  
今後、本人も参加していただきながら声を聞く会を思案中です。

## (4) 新代田地区

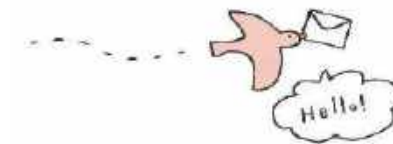


- 多世代交流拠点「美まもりやまカフェ」は、赤ちゃんもママも高齢者も世代を超えて、障害のあるなしに関わらず交流を楽しむ、みんなの憩いの場。四者連携や、地区有志の方々と協力して開催中。  
「おしゃべり会 秘密の女子会」や、「男の秘密基地」、太極拳、健康麻雀など、活動の選択肢が盛りだくさんです。



# 地区の取組み状況

※一部抜粋



## (5) 等々力地区



presented by  
おやまち暮らしの保健室

### 縁側カフェ

医療福祉の専門職、企業職、当事者の方、地域のみなさん、カフェにいらした皆さま同士で、ご自身の好きなことなど、お茶を飲みながら、ゆるやかにお話します。当日は、医療福祉の相談員もいます。ぜひ、お気軽にお立ち寄りください。

スマホの操作等のご相談も...  
お受けします！

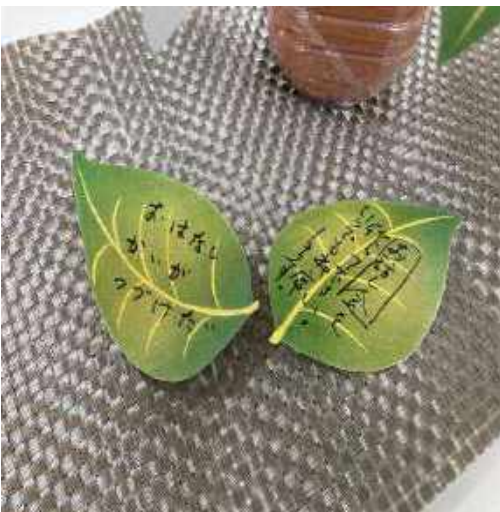
毎月第2月曜日  
14:00～17:00

会場：タタタハウス（タカノ洋品店）  
〒158-0082 東京都世田谷区等々力2-16-15  
参加費：300円（お茶付き） 途中参加・退出OKです！

お問い合わせ先  
info@oyamachi.org

- 尾山台商店街のタタタハウス（タカノ洋品店）で、ご本人・ご家族・地域の方々、医療福祉の専門職と一緒に、お茶を飲みながら、好きなように過ごせる場です。スマホ操作等の相談もできます。認知症カフェの他にも、子ども食堂や、東京都市大学の学生さんによる楽しい企画もあります。近くのクリニックも一緒に参加し、「おやまち暮らしの保健室」の取組みの一環になっています。

## (6) 奥沢地区

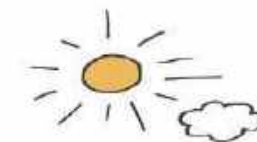


- 当事者からの「集う場がほしい」「おしゃべりしたい」という声から「おしゃべり会」がスタートしました。秋には紅葉狩り、春は桜の下で集まりたいね…と夢は広がります。企画はみんなで考える、実現したらおしゃべりする。みんなで決めることが会のモットーです。



# 地区の取組み状況

※一部抜粋



## (7) 用賀地区



●コロナで休止していた認知症カフェ「上用賀茶房」の決起会として、まずは、ボッチャ交流会を開催。

自治会や地区住民、地区サポーター、デイサービス職員に加え、ボッチャの強豪、福祉作業所の方々も参加し、トーナメント方式で大盛況。

第2弾として、「上用賀茶房」を3年ぶりに再開。

懐かしい再会や、新しい出会い・交流の場になっています。

## (8) 上祖師谷地区



●三者連携事業として、地域に暮らす、誰でも気軽に参加できるアクションとして、ラジオ体操会をスタート。

都立祖師谷公園で、毎週1回の決まった時間に、ラジオ体操で体も心もほぐしています。

